

平成27年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成27年3月25日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第1号 指定金融機関の指定について
- 議案第2号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第3号 高浜市行政手続条例の一部改正について
- 議案第4号 高浜市税条例の一部改正について
- 議案第5号 訴えの提起について
- 議案第6号 市道路線の認定について
- 議案第7号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第13号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について
- 議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 議案第18号 高浜市保育の実施に関する条例の廃止について
- 議案第19号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について
- 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について
- 議案第23号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について
- 議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算
- 議案第32号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第34号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算

(日程追加)

- 日程第2 議案第39号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

(日程追加)

- 日程第3 議案第40号 平成26年度高浜市一般会計補正予算(第8回)

(日程追加)

- 日程第4 議案第41号 高浜市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第5 公共施設あり方検討特別委員会の報告について
- 日程第6 外郭団体等特別委員会の中間報告について
- 日程第7 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 長谷川 広 昌 | 2番 | 黒 川 美 克 |
| 3番 | 柳 沢 英 希 | 4番 | 浅 岡 保 夫 |
| 5番 | 柴 田 耕 一 | 6番 | 幸 前 信 雄 |
| 7番 | 杉 浦 辰 夫 | 8番 | 杉 浦 敏 和 |

9番 北川 広 人
11番 鷺見 宗 重
13番 磯 貝 正 隆
15番 小 嶋 克 文

10番 鈴 木 勝 彦
12番 内 藤 とし子
14番 内 藤 皓 嗣
16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鶴 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋

都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

ここで3月18日水曜日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月18日水曜日、委員全員の出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第39号及び議案第40号が追加提出され、この取り扱いについて検討いたしました結果、本日の日程を追加することとし、その取り扱いについては上程、説明を願い、全体により質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

その後、議員提出議案の高浜市議会委員会条例の一部改正についてを議案第41号として上程し、説明、質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行います。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、議案第39号、議案第40号及び議案第41号を追加し、お手元に配付してあり

ます日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 常任委員会並びに予算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

5番、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長（柴田耕一） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月17日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された一般議案6件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第1号 指定金融機関の指定について、委員より委託の各市の状況はどの問いに、碧南市は碧海信用金庫で1人当たり150万円、刈谷市が三菱東京UFJで216万円、安城市は地元の碧海信用金庫で無料、知立市は岡崎信用金庫で130万円、今回、高浜市は97万2,000円で委託は安いほうがよいとの答弁でした。

議案第2号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について、委員より改正する理由はどの問いに、独立行政法人制度維持のため、制度本来の趣旨にのっとり、政策実施機関が最大に効果が図られるよう、官の肥大化防止、スリム化を図るという独立行政法人の通則が改正され、本市も関係する条文の整理を行うものとの答弁でした。

同委員より本市においてこの行政法人に当たる法人はあるのかとの問いに、関係する法人はないとの答弁。

議案第3号 高浜市行政手続条例の一部改正について、委員より改正する理由はどの問いに、行政不服審査法で国民の権利、利益の保護充実のため手続が整備、改正されたことを受け、本市も行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるため改正するものとの答弁でした。

同委員より今回の改正のポイントはどの問いに、改正のポイントは3点あり、1点目は、行政指導を行う際、行政指導の趣旨、内容及び責任者を示すこととされていたが、新たに根拠法令の条項、法令に規定する要件及びその要件に適合する理由を示さなければならないことが追加され、2点目は、行政指導を受けた相手方が法令に規定する要件に適合しないと思うときは、市に対し

行政指導の中止等必要な措置を求めることができること、3点目は、法令に違反する事実を発見した場合、誰でも市に対しその是正のための処分または行政指導をすることを求めることができることとしたものとの答弁。

他の委員より市民から行政に対し不服申し立ての手続方法はどの問いに、具体的なことまでの規定はされていないが、運用上の中で対応していきたいとの答弁。

同委員より建築許可、開発許可等、県が行政指導を行った場合、また中止を求めてきた実績についてはどの問いに、行政指導を行った県に対し申し出ることになる、また今まで中止を求めてきた実績はないとの答弁。

議案第4号 高浜市税条例の一部改正について、委員より寄附行為があつて控除の申請が出された実績はどの問いに、実績はないとの答弁。

議案第5号 訴えの提起について、委員より、以前からこの地区の開発行為は検討されてきているが、この時期にこうした所有権移転登記手続を求める訴えの提起を求めることについて、もっと早く気がつき、早く解決ができなかったのか、これが最短かとの問いに、アメリカ在住の方で本人との合意もとれており、最短ですと答弁。

議案第6号 市道路線の認定について、委員より、高浜緑地の整備に伴い市道認定するとの説明だが、現状の道路管理はどの問いに、知立土木建設事務所が管理する防潮堤に沿った港湾道路との答弁。

同委員より、今後高浜緑地の完成に伴い、イベント等が多く開催されることが予想される。現在の道路幅員は狭いが、アクセス道路として何か考えはあるかとの問いに、具体的に区域のほうが決まっていないが、県と進めている高浜緑地設計の打ち合わせの中でアクセス道路の幅員等を含めた整備方法についてはきちんと進めていくとの答弁。

同委員より、のり面も含め認定道路として整備し認定するののかとの問いに、今後測量等を行い区域が決まったのち、正確な区域決定及び認定を行うとの答弁。

同委員より、新たに堤防を設置し今の児童遊園が駐車場となると聞いているがどの問いに、この市道認定後、防潮堤を新たに見直す、つけかえること等を愛知県と進め、防潮堤が整備された後、芳川児童遊園付近は駐車場になる計画で現在進んでいるとの答弁。

なお、本委員会において、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第1号、2号、3号、4号、5号、6号は、挙手全員により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 登壇〕

○福祉文教委員長（柳沢英希） 皆様、おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る3月9日午前10時より、委員全員及び市長を初め関係職員出席のもと開会されました福祉文教委員会において付託された議案17件についての審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第7号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、委員より、延長の期限というのは特に明記されていないが、延長というのは状況に応じて考えてみえるのかの問いに対し、当局より、配偶者同行休業の期間が3年間と認められており、最初の1年間の休業を認め、配偶者の海外勤務がさらに延長した場合、追加で1年、2年と認められるもの、3年以上超えたものに関しては認められませんかとの答弁。

同委員より、回数の制限は特にあるのかの問いに対し、当局より、特に回数の制限等はありませんが、国においてもそういった事例の規則の改正等の整備が済んでいないため、国の国家公務員の配偶者同行休業の制度に従って運用していくとの答弁。

次に、議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、委員より、本市の地域手当は見直す予定があるのかの問いに対し、当局より、衣浦衛生組合の構成市であります碧南市の支給割合に合わせ現行の6%を維持していくとの答弁。

同委員より、今回の減額の影響額はの問いに対し、当局より、職員247人中178人が対象で年額約1,800万円、1人当たり約10万円の減額となるが、3年間の経過措置の間、切りかえ日の前日に受けていた月額に達しない職員には現給保障されるため、実際には減額はされないとの答弁。

次に、議案第9号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、委員より、今までは「情勢に鑑み」という言葉が入っていたが、この言葉を抜いた理由はの問いに対し、当局より、物価上昇や円安による輸出関連企業の業績回復など明るい兆しは見られるものの、中小企業においては依然厳しく、また自治体を取り巻く環境でも超高齢化社会の到来、公共施設の老朽化対策など依然として厳しい状況にあるためとの答弁。

次に、議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、委員より、国の基準、通常は省令と同じ基準になると判断しているが、高浜はここが違うというところがあるのかの問いに対し、当局より、特段国の基準と異なる内容を定める地域性というものは認められないと判断している、国の基準どおり制定させていただくとの答弁。

同委員より、記録の整備に関して国の省令以上に高浜は長いのではの問いに対し、当局より、

記録の整備は条例でなく規則でうたっていく。国ですと2年間の保存であるが、介護給付の返還請求等々地方自治法の規定により5年という定めがあるので、記録の保存期限は5年と規定していくとの答弁。

次に、議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について、委員より、地域包括支援センターの職員数は現在の職員数と変わらないのか、地域包括支援センターをつくる時高浜だと2つぐらいという基準もあったがの問いに対し、当局より、人数は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員1人という基準を満たしている状況にある。センター自体は機能が発揮されるように設置する。日常生活圏域など総合的に判断し、現在は1カ所である。ただし、圏域の設定については地域包括支援センターの運営協議会で検討していくとの答弁。

同委員より、地域包括支援センターの運営協議会で市民の方が3名みえるが、任期はの問いに対し、当局より、任期については3年との答弁。

他の委員より、チェックリストによって来られた方の割り振りの際、どのような方が何名ほどかわるのかの問いに対し、当局より、該当するしないについては国等で基準が示されている。詳細部については、1人の窓口センター職員が決めるのではなく、複数の職員が話し合いで決めていくとの答弁。

次に、議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、委員より、法人であるものとなっているが、法人でない場合はの問いに対し、当局より、法人でなければならないので、法人でない場合はないとの答弁。

次に、議案第13号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員より、生活困窮者自立支援事業の中の学習支援事業とこの子ども健全育成支援員と目指す目的は一緒のようだがの問いに対し、当局より、目指すべき目的は同じで、子ども健全育成支援員と学習支援事業が連携し、子供たちの将来に向けて支援していきたいとの答弁。

同委員より、事業上の違いはの問いに対し、当局より、子ども健全育成支援員は、生活困窮家庭の子供とかの相談に応じていく。学習支援事業は、その子供たちを受け入れ、NPO法人に委託し、学習や生活改善の支援、将来に向けての主体性、社会性等を養うような支援をしていく。子ども健全育成支援員もその学習支援の場に出席し、学習支援事業の中で子供たちに十分支援できるよう委託先のNPO法人に助言していくといった役割を持っているとの答弁。

他の委員より、生活困窮者自立支援事業の中に子ども健全育成支援員という役割が示されているのかの問いに対し、当局より、生活困窮者自立支援法の中では、子ども健全育成支援員は位置づけられていないが、国の施策の中の生活困窮者への支援では子ども健全育成支援事業があり、その中で位置づけられ、生活困窮者の自立支援と連携して取り組むようになっているとの答弁。

次に、議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改

正について、委員より、「認知症である居宅要介護被保険者」という文章が出てくるが、どのように判断されていくのかの問いに対し、当局より、厚生労働省が示している認知症高齢者の日常生活自立度判定基準があり、その中の区分がⅢ以上、すなわち日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態の方ということで規定していくとの答弁。

次に、議案第15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について、委員より、横出しサービスについては市の福祉施策でやれないのかの問いに対し、当局より、一般質問等々でお答えしているが、横出しサービスについては、8割は一般会計からの支出ということになっているので、御理解をとの答弁。

次に、議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、複合型サービスを指定看護小規模多機能型居宅介護に改めるとなっていますが、高浜ではの問いに対し、当局より、複合型サービスは小規模多機能と訪問看護を組み合わせたサービスであり、現在高浜市ではそういった複合型サービスの提供は行われておりませんとの答弁。

次に、議案第17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、指定複合型サービス事業者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に改めると出てくるが、改めるとどうなのかの問いに対し、当局より、国の名称変更を受け条例を変えるわけだが、複合型サービスという名称ではサービスの内容がイメージしにくいということで、看護小規模多機能型居宅介護という名称に改称するものとの答弁。

次に、議案第18号 高浜市保育の実施に関する条例の廃止について、こちらは委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第19号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、新入園児について年少扶養控除の関係で影響が出てくるのではの問いに対し、当局より、国はこれまで再計算という形の手法をとっていたが、これからは父母と子供2人という世帯のモデルケースに基づいて算定していくと示されておりますので、それに合わせてとの答弁。

次に、議案第20号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、委員より、議案説明会で影響額が380万円程度という説明があったが、その詳細についての問いに対し、当局より、380万円のうち約8割を占める300万円が今回の改正にあります小学3年生から数えて3番目の児童へのいわゆる第3子無料への対応によるもの、市民税所得割非課税世帯への対応で約55万円との答弁。

同委員より、保育園のほうの第3子についてはの問いに対し、当局より、国の制度に基づき、同時通園している第3子については多子減免扱いで無料に。また、その場合、第2子においては

半額、第3子では無料で、県の制度も活用し、18歳未満の子供における第3子の未満児についても無料として取り扱っているとの答弁。

同委員より、税金が使われるので、今後も合計特殊出生率などしっかりチェックしていくのか、またPR、周知などはの問いに対し、当局より、複合的な要因の中で決まってくるが、そういった数値も見ながら進めてまいります。また、広報やホームページだけでなく、子育て支援ネットワークというポータルサイトや、母子手帳配布時に子育て情報冊子「あんちょこ」を配ってまいりますとの答弁。

次に、議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について、こちらは委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について、こちら委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第23号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について、こちら委員より質疑ございませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第7号は、挙手全員により原案可決。

議案第8号は、挙手多数により原案可決。

議案第9号は、挙手全員により原案可決。

議案第10号、11号は、挙手多数により原案可決。

議案第12号、13号は、挙手全員により原案可決。

議案第14号、15号、16号、17号は、挙手多数により原案可決。

議案第18号、19号、20号、21号、22号、23号は、挙手全員により原案可決されました。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果でございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に予算特別委員長、杉浦敏和議員。

8番、杉浦敏和議員

〔予算特別委員長 杉浦敏和 登壇〕

○予算特別委員長（杉浦敏和） それでは、御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせていただきます。

本会議より付託されました案件は、議案第31号から議案第38号までであります。委員会は3月

11日、12日の2日間開催し、初日11日は正副委員長の選出を行い、委員長には私、杉浦敏和、副委員長に柴田耕一委員が選出されました。付託されました議案8件について、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと審査を行いましたので、その審査過程の概要と結果について御報告申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算については歳入歳出とも款ごとに行い、特別会計及び企業会計につきましては歳入歳出一括にて審査を行いました。

初めに、議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算の歳入について経過を報告いたします。

1款市税では、市税収入について税目ごとの増減理由はとの問いに、個人市民税6,996万5,000円の増は、納税義務者数を前年度と比べ0.7%、159人増の2万3,548人を見込んでいる。法人市民税の増は、円安効果などにより自動車業界の業績が上がり、対前年比31.4%、2億458万7,000円の増を見込んでいる。固定資産税と都市計画税は、それぞれ1,780万円と863万3,000円の減額を見込んでいる。これは評価替えに伴うもの。軽自動車税は、前年度と比べて276万2,000円の増となっている。これは平成27年度の税制改正により、税率の引き上げられたことによるものである。市たばこ税は、依然として健康に関する意識の高まりなどから禁煙者、節煙者が増加すると予想されることから、対前年比4.1%、1,490万5,000円の減を見込んでいるとの答弁でした。

法人市民税がかなりふえているが、平成27年度は一部国税化の影響を受けるという話もあり、高浜市における影響額はとの問いに、平成26年度の決算見込みで8,400万円と試算しているとの答弁でした。

固定資産税について徴収率が平成26年度に比べ平成27年度は0.8ポイント低く算出されているが、理由はとの問いに、固定資産税の予算上の徴収率については、過去3年の実績と平成26年度徴収率見込みを加味し、実情に即した徴収率との答弁でした。

法人市民税の超過課税を行っている自治体の状況はとの問いに、全市町村の状況は、標準税率の12.3%適用が723団体、率では42.1%、何らかの超過課税採用が996団体、57.9%という状況との答弁でした。

9款地方交付税について、普通交付税の計上はなく、不交付を見込んでいるとのことであるが、理由はとの問いに、基準財政収入額については平成26年度実績に対し5.6%、5億5,500万円増の71億690万円、基準財政需要額については平成26年度実績に対し1.3%、9,000万円増の70億3,500万円となり、収入額が需要額を7,000万円余り上回ることから不交付と見込んだとの答弁でした。

13款国庫支出金では、マイナンバー制度について運用開始はいつになるのかと、スケジュールについてこれまでの取り組みと今後の取り組みについて、またこの制度は特に行政の事務の簡素化、税の公平化などが目的とされているが、ほかにこういった方面に利用されていくのかとの問いに、平成27年10月にまず通知カードを住民全員に配り、マイナンバーカードは平成28年1月から希望者の方に配布するとのこと。スケジュールについて、住民基本台帳システムを順次マイナ

ンバー制に切りかえる準備をしているとの答弁でした。

14款県支出金の商工費、県補助金について、新あいち創造産業立地補助金は愛知県と連携して行うということだが、何件ほど見込んでいるのかとの問いに、平成26年度に新しい工場を建てた企業に対し平成27年度に愛知県と高浜市が一体で補助金を出すというもので、3件を予定しているとの答弁でした。

17款繰入金では、財政調整基金繰入金について増額した理由はとの問いに、今年度は小学校の増改築の工事、老朽化している施設・設備などの対策、企業再投資促進補助金、福祉関係施策、総合管理計画の策定、公共施設のあり方を進める必要もあり、真に必要な事業費について基金を繰り入れた結果によるものとの答弁でした。

20款市債では、昨年度に比べ平成27年度当初予算では借金が約2億円減少しているが、その理由はとの問いに、平成27年度については不交付団体を見込んでおり、昨年度借り入れた臨時財政対策債の借り入れができなくなったことが主な減額要因との答弁でした。

次に、歳出について審査過程の概要を報告いたします。

2款総務費では、市民活動支援費について、市民予算枠事業の平成26年度の実績でどのようなものが採用され、代表的なものは何か、また基準や審査によっては採用されなかったものはあるかとの問いに、まち協及びまち協の中で団体として構成されている方々が地域の課題で実現したいものについて事業計画を立て予算化しており、採用しなかったということはないとの答弁でした。

企画費について、アシタのたかはま研究事業の中でしあわせづくり計画策定業務委託の内容はとの問いに、委託内容は市民ワークショップの運営の支援、またフォーラムを開催する予定であるが、こちらの開催支援、計画書の作成支援など委託していく予定との答弁でした。

公共施設あり方計画推進事業の高浜小学校整備事業支援業務委託料について、具体的な内容はとの問いに、委託内容については老朽化の著しい高浜小学校の建てかえ整備にあわせ公共施設マネジメント基本方針にあるように、他の公共施設との複合化を図るとし、今月末までの予定で現在進めている検討方針に基づき整備手法や実施方針、要求水準書の検討といったものを行い、募集要項などの作成に対する支援といったものを専門業者に依頼するといった内容との答弁でした。

また、委託先は市庁舎整備事業と同じところかとの問いに、委託先については今後の競争入札などを勘案し決めていきたいとの答弁でした。

業務改善推進事業について、なぜこの事業を行うのか、またその具体的な内容はとの問いに、定年退職者がことし9名、来年は15名予定されている中、ベテラン職員からのノウハウの継承も含め人材育成は大変重要と考えている。そこで、業務改善により仕事のやり方を変え、行政運営の効率化を図り、技術継承も含めた職員の人材育成を図りながら、全体の職員力の向上を目的に平成26年4月より職員2名を民間の業務改善手法を学ぶため、株式会社豊田自動織機へ派遣研修

を行っている。その研修の成果を生かし、平成27年度より業務改善活動をハイブリッド活動として全庁展開していくとの答弁でした。

防犯カメラ設置工事費について、設置箇所の選定方法と台数はとの問いに、設置箇所、台数は吉浜駅に1つ、三河高浜駅の東口と西口に1つずつ、そして高浜港駅に1つ、計4つの防犯カメラの設置を予定しているとの答弁でした。

3款民生費では、生活困窮者自立支援事業について、既に改正されている生活保護法と新たな自立支援制度の関連性は、また市においても自立支援法実施に向けた取り組みを行ってきたわけであるが、どの点に重点を置き実施してきたのかとの問いに、生活保護法では生活保護を受給されている方に今後就労支援も含め自立につなげ、生活保護から脱せるようにする狙いがあり、今回の生活困窮者自立支援法については、生活保護に至る早目の段階に就労など支援を行い、生活保護に至らないようにする狙いがある。また、重点的に取り組んできたことは、一つに自立相談支援事業では、入り口の部分で生活困窮の方の相談を受け付け、その方のアセスメントをとり、支援計画をつくり、つなげていくということ、もう一つは、生活困窮者の制度自体が福祉だけでは取り組めないという部分があるため、全庁的な支援体制、そういったものの構築に向けての検討を始めているとの答弁でした。

家庭的保育推進事業について、保育士の資格を持っている方の配置はどのようになっているのか、また放課後児童健全育成事業について、児童クラブ業務委託料は6年生まで対象を広げると指導員もふやすことになり増額が必要ではないかとの問いに、現在家庭的保育で5カ所を行っている中で市民団体が3施設、保育所実施型で2施設となっている。保育所実施型については、保育士資格を持った者が実施している。その他の3カ所については、市のほうで認定研修を受けられた方がやられている。また、児童クラブについては、今回支援員というところで常時どの時間帯でも2人を配置する必要があるということで、その分が若干ふえているとの答弁でした。

家庭的保育推進事業の地域型保育給付費について、財源や市の負担額についてどう変わったのかとの問いに、家庭的保育4,757万9,000円は、家庭的保育5カ所分の運営費に使用されている費用で、その財源内容は国の負担が2,111万8,000円、県の負担が1,055万9,000円、市の負担額は1,590万2,000円となる。平成26年度の家庭的保育の運営費に係る当初予算額は5カ所分、2,035万9,000円で、全て市の負担であった。よって、平成27年度予算においては前年度予算より市の負担は445万7,000円減少しているとの答弁でした。

運営面など家庭的保育で何が変わってくるのかとの問いに、保育料でこれまで一律であったところが市の保育料と同等になる。また、多子減免などの減免規定についても、保育料と同等という形になり、保護者の費用負担は軽減されてくるとの答弁でした。

保育園管理運営事業で育児休暇中における在園児の取り扱いはとの問いに、基本的には育児休業中は家にいる状態であり、お子さんを見れるということから保育の必要性はないということに

なるが、国の通知によると育児休業中における子供の環境変化とか、集団保育の必要性を鑑み、小学校入学前の児童などについては継続入所を認めていただきたいとのこと。これは今回の新制度の基準の中に盛り込まれたところであるが、高浜市はその通知の前から育児休業中については3歳以上児の集団保育の必要性から、これまでも継続入所を認めているが、3歳未満児については育児休業に入った時点で退所いただいているとの答弁でした。

4款衛生費では、地域医療振興事業の刈谷豊田総合病院高浜分院への補助について、高浜分院の経営状況はとの問いに、本年度は経常損失で1億7,900万円程度の赤字の見込みとの答弁でした。

赤字が続いているが、どのように改善するよう協議されているのかとの問いに、まず外来についてはなかなか患者が戻ってきていないというのが現状であるが、今、高浜分院としては健診に力を入れており、特に期間従業員健診を始めたことによって、健診患者はふえている。また、入院については、現在病床利用率が常に95%を超えているような状況で、ほぼ満床の状況であると言える。したがって、今は外来の主に健診のところに力を入れ、収支の改善に努めているところである。医師については、常勤医の確保が難しい状況であり、昨年度末と比べ増減なく、現在6名の常勤医であるが、非常勤の医師は昨年度末8名であったが、今年度は4名増加し、現在12名の非常勤の医師となっているとの答弁でした。

母子保健事業の妊婦・乳児健康診査費について、近隣自治体においては産後健診費が無料ということだが、本市において助成する考えはとの問いに、産後健診については、産後ケアとして平成27年4月から実施していく考えとの答弁でした。

6款農林水産業費では、地域農政総合推進事業の特産物開発プロジェクトについて、どのようなものを計画されているのかとの問いに、特産物の開発プロジェクトについてはジャンボ落花生とコールラビ、青ナスの3つの野菜を候補として挙げ、そのうちジャンボ落花生については高浜市として重点的に実施していきたいと農業者32名に御協力いただくとのこと。平成27年度に向かい、JAあいち中央高浜地区の落花生部会を立ち上げ、生産者部会の方々とジャンボ落花生をつくっていただく仕組みをつくっていきたいと考えているとの答弁でした。

7款商工費では、産業経済活性化事業の用地測量業務委託と整地工事の内容と件数はとの問いに、豊田町三丁目地内の権利者のうち、今現在、代替地を希望されている件数としては13件で、そのうち土地分筆が必要となる件数が3件で、委託内容はこれら代替地の境界測量及び境界のくいの復元測量と分筆登記を行うもの、また整地工事としては代替地のあぜの設置及び撤去や作土を移動させる工事であるとの答弁でした。

中小企業支援事業の産業経済活性化事業のうちの企業再投資促進補助金について、平成26年度と本予算との比較で1億2,600万円程度の増となっているが、この内容はとの問いに、平成26年度は前年度に認定した1件に対し補助金を交付したものである。平成27年度では、26年度に認定

した3件に対し補助金を交付するものである。また、金額の大幅な増額は、3件のうち1件が限度額いっぱいとなっていることから1億2,000万円の増額となったとの答弁でした。

また、これは愛知県の産業空洞化対策減税基金を原資としているものだと思うが、26年度までの実績と今後の予定はとの問いに、平成24年度から平成26年度までの愛知県の実績は、採択件数が123件、投資額約2,482億円、雇用維持・創出数約2万5,000人となっている。なお、高浜市の実績は、採択件数4件、総投資額が43億円、雇用維持・創出数が780人となっている。この制度については、愛知県より平成27年度も減税基金に50億円を積み立て、制度を維持していくと聞いていることから、高浜市としても継続していく予定であるとの答弁でした。

コミュニティビジネス創出支援事業について、26年度の実績と27年度の見込みはとの問いに、26年度については現在3件の方が事業に向かって進んでいる。また、27年度については、その3件の方のうち2件の方が補助金の申請をする予定との答弁でした。

8款土木費では、導水路維持管理事業の小規模工事費4,500万円について、前年度当初予算においては5,000万円の計上で、9月補正予算で3,000万円追加計上している状況であった。また、ここ10年間の決算額はおよそ8,000万円から9,000万円だったが、なぜ平成27年度当初予算額を4,500万円に減額したのか理由はとの問いに、本小規模工事は市内の道路などに穴があいたり、ガードレールが一部破損されたままになったり、緊急に対応すべき工事の事業費である。これらについては年間にどれだけの事故が想定されるか、どれだけの破損があるかということが想定できないため、当初予算は比較的小さく見込んで、期の途中で大体1年間分の総額を見込んで補正しているとの答弁でした。

小規模工事費は、市民生活や安全に直結するものであり、事業の計画や進め方の観点からも当初予算でしっかりと年間の必要額を計上し、緊急など、やむを得ない場合は、初めて補正予算や予備費の計上をするということが本来の姿と考えるがとの問いに、小規模工事という一つの事業だけを取り出してみると、確かに金額は減少しているが、全体としてどのような形が最適であるかということも目指していく必要がある。そうした中で平成27年度は修繕料と工事請負費については各部局から要求された案件について予算編成会議のほうに付議し、全庁的な視点を取り入れ、予算の配分を行ったとの答弁でした。

公共用地先行取得に要する経費で債務負担行為が3件ほど上がっているが、その理由は、どこの用地なのかとの問いに、まず用地取得費4,700万円は、市道港線横浜橋を渡って、すぐのところであります。用地取得費1,000万円は、山平の用地取得費になります。これら2件は愛知県の補助金をいただいている関係上、繰り越しができないという制約があるため、愛知県と事前協議し、土地開発公社で用地の取得と保障し、翌年買い戻すという形をとるため債務負担行為が発生しているとのこと。また、用地取得費8,580万円は、中央保育園西側にある現在一部駐車場用地、園庭でも一部使っている土地とのこと。今は一部が市の土地で、一部が個人地になっており、個

人地の方から購入してほしいとの話があり、公社のほうで先行取得していくこととなり、5年以内で買い戻すとの答弁でした。

9款消防費では、広域消防事業費の衣浦東部広域連合分担金について減額の理由と消防士の人数について国基準に対しどのようになっているのかとの問いに、各年の衣浦東部広域連合の事業計画に沿って各市の負担割合があり、ハード整備があるときは非常に高くなるが、今年度は昨年に比べて低いということである。また、現在の衣東の職員数は359名という状況であり、国の基準と比べると、面積的にコンパクトということもあり、人数的には下目にあると認識しているとの答弁でした。

10款教育費では、教育委員会運営事業費の印刷製本費の増額と現職教育研修事業委託料の増額の理由と内容はどの問いに、まず印刷製本費の増額は、高浜市が育てていきたい生活習慣、礼儀や地域愛、学習習慣、学習の心得と読書を地域、家庭、学校へ周知するために来年度カレンダー、ポスター、挨拶運動などの横断幕を考えているとのこと、また現職教育研修事業委託料の増額は、研究成果発表のため研究要綱などの印刷製本費と研究促進のための委託料として追加配分したための増額との答弁でした。

高浜小学校の屋内運動場の耐力度調査業務委託料について、その内容はどの問いに、耐力度調査は老朽化した建物に対して建物の構造耐力、経年経過年数、立地条件など総合的に調査し、老朽化の度合いを判定するものであり、高浜小学校の建てかえに当たり国の補助金を受けるための一つの要件として耐力度調査の結果を示す必要があるため実施を予定しているとの答弁でした。

小学校小規模工事費が昨年に比べて900万円ほど増額されているが、その理由と工事内容はどの問いに、小規模工事のほとんどのものが老朽化、経年劣化により法定点検などの指摘を受けての改修工事を予定しているとの答弁でした。

美術館管理運営事業の委託料について、毎年かわら美術館指定管理料が出ているが、どのように考えているかとの問いに、今から6年半前に美術館の管理指定者を選定、指定管理料が決まっている。プラス土地の借地料ということで、駐車場の位置を変え、その借地料がプラスされているとの答弁でした。

市民映画制作費補助について、2月に制作発表会をやったということだが、今回の映画に出演する市民の方々、撮影するスタッフの方々が1回目の「タカハマ物語」のときと比較してどのぐらい変わっているのかとの問いに、キャストという意味では二、三十人、撮影を支えるスタッフは、前回制作会社であったものが、今回は市民スタッフということから大幅にふえているとの答弁でした。

目指す成果として、自分たちに何ができるか、何がしたいかをみずから考え、将来に夢を見つけ、高浜のために何かしたいという自発的な思いが育つこととあるが、今後、クランクアップし、上映が終わった後にその子たちがどういうふうに関心を持ってほしいという話があった場合、市

としては何か考えているのかとの問いに、子供たちとかかわりが持てるものと映画づくりを始めたが、終わった後、「タカハマ！まるごと宝箱」という高浜の魅力を掘り起こすような事業も進めているので、そこで動画をつくる場所を含め、子供たちを交え行うことを考えているとの答弁でした。

この市民映画自体の総制作費は幾らかとの問いに、本年度の200万円と来年度300万円、合わせて500万円プラス協賛金を充当と考えているとの答弁でした。

地域産業振興事業において「三州瓦をひろめよう条例」を議員提案でつくったが、27年度においてその条例施行を受け何か考えるところがあるのかとの問いに、27年度当初予算に関し「三州瓦をひろめよう条例」の関係において、3点ほど補助金を含め検討した。まず1つに、三州瓦屋根工事奨励補助金で現行交付規則において共同住宅まで拡大するよう規則の改正を考えている。2つに、中小企業振興対策事業費補助金では、前年度より約200万円増額となっている。新規事業として愛知県陶器瓦工業組合が実施するシャモットの推進事業として補助を考えているとのこと、3つに、商工会事業費補助金では約400万円を上乗せしたとの答弁でした。

議案第32号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算では、共同事業拠出金の共同事業医療費拠出金負担事業について増加の理由はとの問いに、この高額医療共同事業は高度な医療給付費の発生が国保財政から与える影響を緩和することを目的とし、各市町村国保の拠出金により負担を共有する事業である。高額医療費共同事業医療費拠出金は、国民健康保険団体連合会が実施するレセプト1件80万円を超えるレセプトについて、その部分の高額医療に対するものであり、拠出金の金額については、定められた計算式から算出されているとの答弁でした。

国保運営の単位化、広域化について、国の施策の進展状況というものが27年度以降、非常に大きな影響を与えてくる可能性があることから、進展状況はとの問いに、平成29年度をめどとしていた国保財政の運営の都道府県化の移行が1年先送りの平成30年度となる見通しとなった。国民健康保険法の一部を改正する法案については、社会保障プログラムに基づき、持続可能な医療保険制度の構築を目指すものとして、市町村国保には最大3,400億円の公費を新たに投入して、財政基盤を強化するとともに、平成30年度から都道府県を国保運営の責任主体とするなど、都道府県と市町村の役割分担を見直し、制度を安定させるといった内容も盛り込まれるとの答弁でした。

高浜市は広域への移行を平成29年度とした上で、26年度から28年度の3年間を一つの期間として、その試算の結果、平成28年度末までに2億6,000万円程度の財源不足が起こるということを見込んで、その対応方法で26年度より一般会計からの法定外の繰り入れも行ったという経緯もあるが、27年度以降にもそのような繰入額に変更が生じる可能性があるのかどうかとの問いに、この3年間の財政計画に基づき平成25年度の決算及び平成26年度の決算見込みから再度計算を行ったところ、平成27年度、28年度の財政見込みについても都道府県へ移行した平成29年度とした財政計画において、28年度までに基金の全てを取り崩すことで運営が行われるものと考えているの

で、今のところ年間4,700万円については変更は考えていないとのこと。しかしながら、平成29年度をめどとした国保の広域化が1年先送りになってしまったことで、平成29年度の国保財政については、その改革の動向を注視していきたいとの答弁でした。

議案第33号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計予算では、不動産売払収入について、どの土地であるのか、またどのようなものに使うのかとの問いに、場所につきましては国道419号線沿いの小池町二丁目で、豊田町三丁目の工業用地に土地を持っておられる方への代替地であるとの答弁でした。

議案第34号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計予算では、下水道建設費の委託料について前年度と比べ今年度の委託料が減額になっている理由はとの問いに、平成26年度計上した汚水施設総務事業の下水道事業公営企業会計移行業務委託料と汚水施設建設事業の事業変更認可申請図書作成業務委託料などがなかったことから減額となっているとの答弁でした。

議案第35号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算では、工事請負費3,357万3,000円の内容はとの問いに、三河高浜駅西駐車場で20年近く経過しており、建物の施設、外壁等の補修との答弁でした。

議案第36号 平成27年度高浜市介護保険特別会計予算では、生涯現役のまちづくり事業のいきいき健康マイレージ事業について、健康自生地に出かけられるのはどうしても女性の方が多いとのこと、今後は男性が出かけられるような仕掛けと交通手段の検討とあるが、どのように考えているのか、また健康自生地が何カ所あるのか、将来的には何カ所までふやしていきたいのかとの問いに、現在、生涯現役のまちづくり実行委員会の課題解決チームでいろいろと方策を検討している。男性向けの高齢者については、男性限定のヨガ教室や料理教室といった限定のものを打ち出し、男性の方に参加を促している。足の部分については、試験的ではあるが、デマンドタクシーというものを協議している。また、健康自生地の数は2月末現在60あり、将来的には当面100カ所を目標との答弁でした。

介護予防事業について、平成27年4月から移行とのこと、今回特別会計に移ってきているが、他市の状況と次の展開の考えはとの問いに、他市の状況であるが、県内では聞いている限り高浜だけとのこと、全国的には平成27年度中に新しい総合事業を実施するところは全国1,579のうち114の保険者で約7.2%になるとのこと。考え方としては、現在実施している、または育ててきたサービスを新しい総合事業に位置づけ、出てきた課題等は協議会などを含め考えていくとの答弁でした。

議案第37号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算では、滞納繰越分で225万7,000円となっているが、徴収率で平成26年度は40.7%、平成27年度は46%となっているが、根拠は、滞納者はどれぐらいいるのか、保険証の取り扱いについてはどうかとの問いに、徴収率は平成26年度の決算見込みに基づいて出している。滞納者数は77人とのこと。保険証の取扱いは、滞納者

の方にも保険証は手渡しがしてあるとの答弁でした。

議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算では、水道事業収益について利益が大幅に大きくなった理由はとの問いに、会計制度が平成26年度予算より営業外収益に長期前受金戻し入れということが計上されるようになり、これまでの補助金、工事負担金は減価償却にあわせ耐用年数の期間にわたって毎年度収益として計上していくことになったものとの答弁でした。

以上が審査経過の一部ではありますが、概要報告といたします。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第31号、議案第32号、議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号は、挙手多数により原案可決。

議案第33号、議案第35号は、挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

[予算特別委員長 杉浦敏和 降壇]

○議長（磯貝正隆） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時9分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論いたします。

議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、本議案は平成26年度の人事院勧告による給与制度の総合的見直しに基づき、給料表の改定、その他所要の改正を行うものことですが、職務給については下げて、地域手当を上げるものです。人事院は2014年9月に官民格差に基づき職員の給与の改定を行い、給与月額を平均2%引き下げる勧告を行いました。今回は民間賃金の低い東北や山陰地方、四国地方など12県の賃金です。全国の民間賃金の平均ではありません。この賃金引き下げは、過去数年間で4回目の引き下げとなります。

勤務状況の改善を勧告する人事院は、労働基本権剥奪の代償措置としての役割を放棄せず、公務労働を公平に扱い、人事院の本来の役割を果たすべきであります。民間賃金の格差が広がっています。このことは自民党政治が長い間続き、格差社会が広がっている証拠であります。安倍内閣のアベノミクスは、大富豪、大企業の大もうけが続いています。一方、一般国民の生活は、物価高と増税で実質賃金は18カ月連続で減少しています。今の景気悪化は、消費税8%の増税によることは明らかです。国民である高浜市職員給与の2%引き下げは、格差社会がますます広がる要因になります。

安倍内閣の2015年度予算案は、1つ、社会保障のためと言って消費税を増税しておいて、社会保障の切り捨てをしようとしている、2つ、大企業の減税のばらまきをしようとしている、3つ、3年連続で軍拡予算を進めようとしている3悪予算であります。今行うべきは、国民が安心して暮らせる政治、国民の懐を暖める政治であり、国民である高浜市職員給与の引き下げではありません。今年度、愛知県人事委員会は、地域手当を6.5%から10.5%に上げるよう勧告が出されました。県は、これを受けて、今年度から段階的に引き上げ、最終的に10.5%にする予定と聞いています。

高浜市職員の賃金は、国比較の資料によると近隣6市の中で最低の水準ですし、地域手当は高浜市6%、碧南市6%、西尾市10%、安城市10%です。刈谷市は16%に引き上げる予定と聞いています。隣接する市と生活する条件にこのような差があるはずはなく、高浜市は給与の引き下げでなく、直ちに地域手当を10%にするべきです。

よって、議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について反対して、討論いたします。

議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、議案第15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について、今回出されている4つの条例に対して関連がありますので、まとめて討論いたします。

2000年に介護の社会化を掲げて介護保険が導入されてから、ことしは15年目です。まさに保険あって介護なし、社会保障を自助・互助・共助の制度に変質させ、憲法25条の実質改憲の突破口にさせてはなりません。今回の介護保険制度の見直し、これは国の制度を大きく変える改悪で、介護保険認定7段階のうち軽度の要支援1・2の方は現行の通所介護、訪問介護が受けられなくなります。担当は、すぐに中止にはならない、今までどおりサービスを受けることはできると言われますが、質疑の中でチェックリストで振り分けていくとの話が出ました。すると、これから要介護認定を受ける方たちは、今までと異なって介護度が軽い方たちは通所介護から外される、

訪問介護から外されることを危惧しなければなりません。

介護を家庭から社会へとと言われて、軽い方たちも含めての通所介護など多くの方がサービスを受け助かっています。今後は市が行う総合事業の中の訪問型サービスに移行すると言われてますが、どこでどのようにしてサービスを受けられるのか、よく理解できません。さらに、地域包括支援センターの議案については、チェックリストによって認定を受けに来られた方、相談しに来られた方などの割り振り、どの対象になる方かということを決めていくことになると言われてました。

丁寧な援助や精神的なフォロー、状態観察が必要な高齢者への援助は、総合事業では十分提供できず、サービスの専門性や継続性、各機関との連携が大きな課題となっています。認知症や多くの病気を抱える高齢者への専門的な援助は、ボランティアなどの多様なサービスでは困難であることは明らかです。

保険料についての議案第14号については、今回の改定で評価できる点は16段階に広げたことです。しかし、近隣市に比べても一番保険料が高い、県下でもトップクラスの保険料となっています。安城市や西尾市の4,800円と比べても、高浜市は基準月額5,480円と断トツに高い保険料です。年金が下がって、年金から引かれる税金はふえる、どうして食べていくのかという声も聞かれますし、保険料が高いことから利用を控える、利用をセーブする方たちもたくさんみえるのです。

今回の制度改定では、低所得者の保険料の軽減を実施する予定でした。しかし、財源は消費税としたため、消費税の10%延期を理由に第1、第2段階が保険料基準額の0.5倍（5割）軽減を0.3倍、7割軽減に下げるところを0.45倍に引き下げたのみで、ほかの実施は先送りされました。払える保険料は切実な要求です。

議案第15号、横出しサービスについては、市の福祉施策で行って、保険料にはね返らないようにする必要があると考えます。さらに、介護職員の処遇や運営にかかわる介護報酬の2.7%の大幅引き下げも決定しました。このマイナス改定は、2006年度改定に匹敵するものです。政府は介護事業所の平均収支差率が中小企業より大きく上回っていることを引き上げの理由にしています。しかし、有効回答数が全事業所の5%にも満たない調査結果をもとにし、収支差率は個々の事業所の実態を反映しておらず、平均収支差率の高いとされている特養ホームでも3割の事業所が赤字となっていることを無視した内容です。

また、特養などを運営する社会福祉法人が内部留保をため込んでいることも理由の一つとして挙げられていますが、社会福祉法人の内部留保は、介護保険事業、社会福祉事業のための資金であり、営利法人の内部留保とは質が異なります。その上、取り上げられた内部留保額は平均額であるため、内部留保のない法人などもあることなど、個々の実態は考えられていません。介護事業は、労働集約型の事業であり、支出の大部分を人件費が占めています。法基準の人員配置では、利用者の安全を守れないため、多くの施設や事業所では人件費を持ち出して基準以上に人を配置しています。

今回のマイナス改定は、こうした状況への配慮を全く行われず、社会保障費の削減のみを追求した改定です。職員の処遇改善では、これまでの加算の継続に加えて、新たな条件が追加され、平均1万2,000円の処遇改善を満たす事業所は限られ、基本報酬が大幅に引き下げられる中で、事業継続のため正規職員の非正規職員への置きかえや処遇加算が実施されても、さらなる過重労働となり、労働条件の悪化、利用者へのしわ寄せが危惧されます。また、処遇改善加算は介護職に限定され、看護師や事務職は対象にならないことも大きな問題です。

以上、るる問題点を指摘して、介護保険関連の議案に反対して、討論いたします。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（磯貝正隆） 次に、14番、内藤皓嗣議員。

[14番 内藤皓嗣 登壇]

○14番（内藤皓嗣） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正についてに対しまして、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の改正は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした第6期介護保険事業計画の策定により、介護保険料及び所得段階、そして居宅介護サービス等に係る区分支給限度基準額、いわゆる上乗せサービスの額の見直しを図るものであります。

本条例中に定められております保険料率につきましては、65歳以上の高齢者数や要介護認定者数の伸び、過去の給付実績、そして介護給付費に対する65歳以上の方の負担割合が21%から22%へと変更されることなどを加味し、向こう3年間の給付費を見込むとともに、4月からスタートする介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の事業費についても適切に計上された上で算定がなされております。

基準となります月額保険料は5,480円となり、現行の5,260円と比較して、4.2%、額にして220円増となっておりますが、他の市町村では10%を超える大幅なアップとなったところもあると聞いております。現行とほぼ同水準に努められたことは、苦労や工夫のあったものと察するところであります。

また、所得段階を県内ではトップクラスとなる16段階へとさらなる多段階化を図り、きめ細かな区分を設定し、低所得者対策に取り組むとともに、支払準備基金の取り崩しについては1億円を見込み、次期の保険料を見据えた計画性のある保険料が設定されたものと評価しているところであります。

一方、今回初めて改正となる上乗せサービスについては、本市における在宅介護重視の観点のもと、要介護状態の早期の段階での軽減や悪化防止を図るといったこれまでの方向性を維持する中、国の重点化といった方向性をうまく融合させ、認知症高齢者や中重度の方に対ししっかりと対応できる内容となっておると思われまます。

今後、2025年に向け、介護サービスに対するニーズはさらに高まっていくことは明らかであります。今回の改正は、厳しい財政事情の中、高浜市における介護保険の将来を見据えた保険料率、所得段階、そして上乘せサービスであると考えております。

最後になりますが、今回の制度改正により、介護保険制度による地域づくり、まちづくりが明確に打ち出された。そして、これから3年間は、たかはま版地域包括ケアシステムを構築する上で非常に重要な年となると考えております。

新しい計画では、「要介護にしない・させない・戻らない」といった新たな基本目標を掲げております。当局におかれましては、この基本目標が達成できるよう、これまでの準備してきた生涯現役のまちづくり事業をさらに発展させ、事業者や地域が一体となり全力で介護予防に取り組んでいただくことをお願い申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

〔14番 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） それでは、議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算、議案第32号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算、議案第34号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計予算、議案第36号 平成27年度高浜市介護保険特別会計予算、議案第37号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算について、日本共産党高浜市議団を代表して、反対の立場で討論を行います。

2015年度政府予算案、一般会計総額96兆3,420億円が3月13日、衆議院本会議で採決され、参議院に送付されました。本会議に先立つ予算委員会で日本共産党は、予算の組み替え動議を提出しました。政府予算は、社会保障を一層削減し、その一方で、大企業を優遇する減税と軍事費の拡大を推し進め、国民生活を犠牲にする予算であると指摘、消費税率10%の引き上げをきっぱり中止し、国民本位の経済政策に転換すべきだと主張しました。

2015年政府予算案は、消費税8%への増税は社会保障のためと言いながら、マクロ経済スライドの発動による年金削減、高齢者医療の窓口負担増、介護報酬大幅削減、生活保護の連続削減など、社会保障大改悪を進めています。その一方で、実効税率の引き下げなど、大企業減税を行い、軍事費は史上最高の5兆円を超えるものです。教育改革ともあわせて、まさに戦争する国づくりを進める3悪予算となっています。

こうした中、高浜市は4万6,000人の市民の暮らしを守るために国や県にも物を言いながら、暮らしを守る防波堤としての役割を果たさなければなりません。2015年度予算は、一般会計と6特別会計、1企業会計を合わせた総合計は234億5,104万4,000円、そのうち一般会計は138億4,630万円を計上しています。前年度当初予算の135億6,780万円から2億7,850万円、1.2%の増額となっています。高浜市は27年度から不交付団体となり、国からの地方交付税が減額されると

いう予算の組み立てになっていることが見受けられます。

そこで、議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算の討論を行います。新規の事業として、防災資機材購入で保育園、幼稚園、小学校、中学校、福祉避難所に災害発生後に保護者に引き渡すまでの園児、児童・生徒の安全を確保するため、必要最低限の防災資機材の整備を図るものや防災マップの作成、妊娠期から相談支援する体制を強化する妊娠出産包括支援事業では、子育て世代包括センターの設置や産前産後のサポートを行うなど一定の前進はあるものの、幾つか改善すべき点を指摘しなければなりません。

歳入の1款市税ですが、個人の市民税は前年度当初予算額から6,996万5,000円の増の28億934万1,000円、法人市民税は2億485万7,000円の増の8億5,521万円を見込んでいます。法人市民税の増加の要因は、資本金10億円以上の不均一課税に伴う税収見込み額の資料を見ますと、前年度は6,953万7,000円、27年度の見込みは1億1,912万5,000円となり、高浜市でも全国的に見ても大企業の増収が目立ちます。大もうけしている大企業に対して応分の負担を課すべきと考えます。資本金10億円以上の企業に不均一課税を実施して、福祉と暮らしのために回すべきと指摘しておきます。

次に、6款地方消費税交付金は7億4,600万円で、26年度の補正後の5億2,000万円を2億2,600万円増額しています。まさに市民の消費税8%による血のにじむお金です。政府ですら地方消費税の使途を明確に示すように言っています。高浜市においても、内訳を示すべきではないでしょうか。

9款地方交付税は、不交付団体となることから、26年度補正後の予算では2億2,480万円で、27年度の1億5,000万円に減額となる見込みになっています。高浜市の財政力指数は1.01になる予定ですが、全国約1,700自治体のうちで1.00以上の自治体は約70自治体しかありません。高浜市の財政力はまんざら悪くはないと考えます。福祉のまち高浜と言える施策も必要です。

次に、2款総務費では、一斉地方選挙が終わる5月ごろには集団的自衛権行使の法案の法制化が行われます。ISの日本人殺害事件を見ても、今必要なのは日本が平和憲法のもとで戦争放棄の国ということを大きく国際世論に広げていくことです。日米安保条約のもとで戦争する国にしてしまおうとする今こそ、平和の世論を広めることと運動をあらゆる機会に行うことが必要です。ぜひ市長、交際費を使って、広島、長崎に行ってください。非核都市宣言を行ってください。

また、住民基本台帳事務事業での地方公共団体情報システム機構負担金が新たに計上されています。国民背番号制度が強行され、マイナンバー制度として国民一人一人に12桁の番号を割り当て、氏名や住所、生年月日、所得、税金、年金など個人情報をその番号で一元管理することになります。10月には番号が通知され、27年度1月から実施されます。個人情報が漏れると、税金がどれだけ払っているのか他人に知られてしまうことにもなります。また、銀行とも連携するとの答弁があり、ますます不安を感じます。

次に、無駄な大型開発するリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会など高浜が今なお加盟していることとなります。組織から脱退することについても具体化を求めるものであります。

次に、第4款衛生費では、地域医療振興事業の補助金が2億1,165万7,000円計上されています。これは刈谷豊田総合病院高浜分院に対しての補助金です。平成21年度から豊田会に運営が移りました。平成24年度も赤字を解消していないことから、全額ではないものの、1億5,000万円の補助を出し、25年度は1億円の補助を行っています。平成27年度においても高浜分院はいまだに赤字経営であり、赤字補填のため1億円の補助をすると審議の過程で明らかになっています。協定書では赤字補填は原則3年間としています。原則は守るべきと考えます。また、早く赤字を解消するよう強く豊田会に求めるべきと考えます。

10款教育費では、美術館管理運営事業のかわら美術館指定管理料は1億6,520万円計上されています。27年度は平和の展示の取り組みはしないとの答弁をいただいています。戦後70年の節目に何も展示しないということは、平和の軽視ではないでしょうか。かわら美術館でできなければ、ほかの施設でも平和に関する何らかの展示をすることはできると考えます。

次に、債務負担行為が載せられています。26年度補正予算から市役所整備事業の33億2,391万円については、1つは、コストの面で既存庁舎を耐震補強するベース案では7,700平米の耐震改修費が16億7,000万円を要し、市当局によれば耐震改修後の耐用年数は20年との答弁でした。一方、今回市が計画している大和リースの提案は、本庁舎は面積3,700平米といきいき広場の床面積300平米を合わせて4,000平米の建物新築・既設改修費が14億4,000万円を要します。このことから大和リースのベース案と比較して床面積が半分の費用なので、割高と言えます。

2点目は、財源確保の問題ではどうかということです。耐震改修費の起債の対象とするには、県と日本共産党市議団との協議では、設計図を提出すれば起債の話も進められるとのことでした。したがって、地方債を借りることも含めて必要な手だてをとらずにリース先にありきで進んできたものと言えます。

3点目は、住民に対する情報開示の問題です。まだまだ知らない方が多く、正確な情報が届いていない状態ではないでしょうか。禍根を残す結果にならないのか不安です。契約書案では、20年間で33億2,391万円を払った後、更地に戻すか、契約を更新するか、15年目に協議するとしています。ということは、その後も大和リースにもうけさせるともとれる表現になっていると指摘しておきます。

次に、議案第32号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算についてです。国民健康保険税は10億4,966万1,000円、保険給付費は22億7,632万2,000円と前年度278万2,000円の減額と見込んでいます。大きな変化はないのですが、前年度の国民健康保険税の引き下げにより、国保加入者の生活にも大きな影響があります。その要因の一つに、国は療養給付費を32%しか負担していないことです。かつては40%を国が負担していた時代があり、国保財政が苦しくなれば戻す

と約束していたものです。療養給付費負担の増額を強く国に求めるとともに、愛知県にも単独で行っていた補助金の復活を求めるべきと考えます。

保険料の平均は、愛知県で一番高いほうから3番目、一般会計から繰入金以外の自治体と比べて少ないことが一つの要因となっています。高浜市の1人当たりの繰入額は1万9,915円です。県の平均は2万7,389円までになり、そこまで上げれば、その分保険料を下げることができると考えます。また、国の動向を見ると、安倍内閣は5月にも国民健康保険法を改悪し、国会が通れば、平成30年から国保の広域化を進める計画です。県下の全ての市町村を一括して県レベルで監督し、国保税滞納状況、医療給付費の状況や一般会計の繰り入れ状況を把握し、指導を進めようとするものです。

さらに、医療制度の改悪で病室数の削減や診療報酬の引き下げ、平成27年度は70歳と71歳の医療費窓口負担を2割負担など、国民を医療から締め出そうとするものです。既に後期高齢者医療制度の広域化で75歳以上の医療の実態がわかりにくくなっています。市は国保税を納付するだけになってしまいます。また、子育ての支援策として子育て中の国保加入者に健康保険や共済保険のように子供の均等割保険料をなくしていくことを求めています。

次に、議案第34号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計予算の中では、一般会計からの繰り入れは6億3,984万6,000円です。現在、下水道供用開始世帯での未接続世帯は3,910世帯で16.7%です。住宅リフォーム助成制度を行えば、補助金の額をすぐ取り戻すこともでき、水道接続業者に仕事をふやすこともできます。27年度予算の中で110万円の雨水貯留浸透施設設置奨励補助金が計上されています。この補助金制度を利用した市民には広告塔となってもらうために、シールで施工工事をやったということをわかりやすくして掲示することで普及を進めることができると考えます。

議案第36号 平成27年度高浜市介護保険特別会計予算についてです。第6期介護保険事業計画の初年度です。保険料の基準月額、今まで5,260円を220円アップして5,480円としました。所得階層は12段階から16段階にしました。このことについては評価しますが、第6期介護保険制度は、国の段階で改悪され、要支援のサービス切り捨てと負担増の3大改悪です。要支援1・2のヘルパーとデイサービスは、介護保険から市町村の事業に移行することについて、高浜市では27年度から実施することになっています。このことは介護保険計画の中で明らかになっています。

しかし、すぐに対応できるのかが疑問があります。特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限定するというのですが、老老介護の場合、要介護1・2の方を介護している方がいる場合、ある日突然面倒を見れなくなったとき、施設に入れなくなれば、介護難民が生まれることが考えられます。

次に、所得についてです。160万円以上の所得者は利用が2割負担となり、世帯分離していても、配偶者の所得や預金等も勘案され、2割になります。2割になることで、ますます利用しづ

らくなり、介護度も進むことになれば、高額介護の利用が多くなり、介護保険の財政も苦しくなるおそれもあると考えます。

また、介護報酬も2.27%引き下げとなり、事業者や介護労働者が一層窮地に立たされます。強制加入の介護保険制度で年金から保険料を天引きしてしまい、介護サービスは認定が厳しく、介護サービスも削られる一方では、まさに保険あって介護なしの状況です。高浜市においては、27年度からいきいきマイレージ事業と生涯現役のまちづくり事業を一般会計から介護保険特別会計に移行することになりますが、これは介護保険料に影響することを見れば、65歳以上の高齢者の負担がふえることとなります。負担をふやすべきでないと考えます。

次に、議案第37号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算の中では、愛知県の後期高齢者の保険料は全国47都道府県の中で4番目に高い県となっています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、愛知県は約78万人います。その人たちだけを切り離して別勘定にして、医療費がふえればふえるほど、負担がふえる。この痛みを高齢者に自覚させるところに根本の問題があります。昨年4月から消費税の増税により物価の大幅値上げと社会保障の一体改悪で年金は下がり続け、この3年間で2.5%も下げられます。介護保険料も3年ごとの見直しによる値上げが行われています。高齢者にとって幾重にも負担増が強いられる結果となり、大きな不安の中で暮らしておられます。

広域連合では年金の差し押さえも行っており、連合長の河村市長の姿勢が問われます。22年度から改正した医療費の一部負担の減免は誰も使っていない状況です。これは特殊な場合ではなく、社会保障のセーフティーネットとして拡大する必要があると思います。この制度のままでは、後期高齢者はもとより、これから高齢期を迎える現役世代にとっても老後の不安が募るばかりではないでしょうか。国の社会保障制度改革国民会議は、後期高齢者医療制度については創設から既に5年以上が経過し、現在では十分定着しているといいますが、高齢者の苦しみ、怒りの声を全く聞こうとしてこなかったことが大問題だと思います。

後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱり絶つことを求めます。75歳以上の高齢者が医療費給付をどれだけ使ったのかもわからないような広域連合の後期高齢者医療制度は廃止し、各自治体に返納することを国に求めてください。

次に、議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算についてです。国や県は、いまだに実態に合わない水需要予測に基づくダム建設を強行しています。いまだに使う予定のない徳山ダムから木曾川水系に水を流す木曾川水系導水路事業を890億円で計画し、これら無駄なダム建設費用が水道単価の上昇に直結するだけに、無駄な関連事業を中止させ、県水の単価を引き下げるよう要求すべきであることは、まずもって指摘しておきます。27年度は一般会計の繰り入れはなしということですが、黒字が続いており、剰余金合計は16億559万円あります。

今日の経済状況から市民生活の支援の考えから、一定期間の水道料金引き下げ、市民生活を支

援する施策を実施すべきであることを指摘して、討論を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうど。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 午前中の討論の中で平成27年度高浜市水道事業会計予算の反対討論の中で、剰余金16億559万円と発言しましたが、剰余金を内部留保資金と間違えていましたので、剰余金16億559万円を削除していただくようお願いします。

○議長（磯貝正隆） それでは、次に5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第31号 平成27年度一般会計予算から議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算まで一括して賛成の立場で討論させていただきます。

市長は、平成27年度当初予算の編成を厳しい将来を乗り切ることを見据えて、この時期からしっかり準備し、確実な財政運営を目指すための厳しい将来に向かうスタート予算と位置づけ、予算編成に当たられております。これは公共施設の老朽化に伴って維持管理の負担が増す今後に向けての市長の強い意思のあらわれであり、公共施設等総合管理計画の策定など、必要な施策に早期に着手されることに対し評価をいたすところであり、大いに期待をいたすところであります。

私は、予算編成のポイントの一つとして、基金の活用や起債の活用は、必要な財政調整機能であると理解していますが、あわせて財政規律の保持も忘れてはならない観点であると考えています。この財政調整基金については、標準財政規模の10%超えの10億5,000万円、公共施設等整備基金については、平成29年度末の目標10億円をおおむね確保し、また起債についても一般会計での起債残高は、平成26年度末が89億7,000万円、平成27年度末が82億3,000万円と年々着実に減少してきております。こうしたことから、本市の財政運営は、財政規律を保ちながら、計画的な運営がされているものと理解しております。

次に、予算編成のポイントとして、自主財源の確保といった観点が挙げられます。自主財源の根幹をなす市税では、滞納整理機構の活用など、徴収率の向上に取り組まれており、税負担の公平性の観点からも引き続き取り組んでいっていただきたいと思っておりますし、商工費では、企業支援や既存企業に対する支援といった税収の確保や雇用の創出につながる措置が講じられております。持続可能な財政運営を行っていくために、今後も引き続き自主財源の確保に努めていただくこと

をお願いします。

そこで、平成27年度当初予算を個別の事業について見てみますと、初めにまちづくり関係では、市政クラブからの予算編成に係る政策提言で取り上げました高浜小学校建てかえ事業の推進に係る事業費の計上、全ての市民が幸せを感じ、いつまでも住み続けたいと思える高浜市を実現するためのしあわせづくり計画の策定費が計上されています。

こども・教育関係では、子供たちの活動の場であるとともに、地域住民の避難場所となる小学校の屋内運動場（体育館）のつり天井等の改修費の計上、放課後児童健全育成事業においては、制度を拡充し、小1の壁の解消とともに保護者等の就労支援が図られるとのこと、また生活困窮者自立支援事業においては、新たに学習支援事業にも取り込まれるとのことであり、市民の生活を重層的に支えるセーフティーネットとして手厚い対応が講じられています。

産業・防災関係では、市政クラブからの予算編成に係る政策提言で取り上げました市東部地区の工業用地の確保に関連する事業費の計上、保育園、幼稚園、小・中学校及び福祉避難所における防災資機材の充実を図り、着実に災害対策等の強化が進められています。

健康関係では、妊娠出産包括支援事業において子育て世代支援包括センターの設置や宿泊型のショートステイの実施など、妊娠・出産・産後をつなぐ支援体制づくりに努めるとしています。

このように平成27年度予算は、総合計画中期基本計画に掲げる「まちづくり」「こども・教育」「産業・防災」「健康」の4つの施策に重点を置く中で、ハードとソフトと行政分野ごとのバランスに配慮されたものとなっており、その一面をうかがい知るものであります。

次に、特別会計及び水道事業会計であります。高齢化及び医療の高度化により、年々介護費用や医療費の伸びは増加の一途をたどっています。こうした中で各会計ともそれぞれ固有の事情や厳しい財政状況の中で、特定の収入で特定の事業を行うという特別会計の本来の趣旨にのっとり、一般会計からの繰り入れに依存することなく運営がされております。こうした経営努力に努められている姿勢は一様に評価をいたすところであります。

また、各特別会計及び水道事業会計とも、一般会計同様、その内容は市民の日常生活を支える基盤となる会計であります。いずれの会計とも緊急度や優先度が高い事業や安心して暮らせるまちづくりに資するものであるとともに、市民の日常生活を支える事業とのバランスにも配慮した予算と受けとめています。

特に介護保険特別会計では、増加し続ける要介護高齢者への対策、増加する介護費用と保険料、介護保険制度の持続可能性といったさまざまな課題がある中で、高齢者が住みなれた地域で生き生き暮らせるまちを目指し、介護・介護予防に対する各種施策が盛り込まれております。平成27年度は、第6期事業計画のスタート予算となります。高浜市の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築につながっていくことを願うものであります。

最後になりますが、市長は本定例会の施政方針の中で、これからの高浜市の経営の鍵となるも

のは、公共施設のあり方と行政サービスのあり方を両輪とした取り組みを進めると、その方向性を示されております。市政クラブといたしましても、将来の高浜市を考えた場合、その思いは同様であり、今後の市長の取り組みに期待をいたしております。

以上、賛成の意を申し上げ、議案第31から議案第38号までの賛成討論とさせていただきます。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第31号から議案第38号まで賛成でございますけれども、特に議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

平成27年度水道事業会計予算について、予算特別委員会において傍聴させていただき、建設改良工事で重要給水施設配水管布設がえ工事の計画や老朽化した吉浜配水場の受水板取りかえ工事を計画されていること、またベテラン職員、専門知識を有している職員が不足していく中で、技術の継承を意識した配水場施設台帳整備業務委託についての説明をお聞きいたしました。

水道は市民が安心して安全な水を安定して供給されているもので、ふだん意識して使用することは少なく、空気と同様にあって当たり前、蛇口をひねれば水が出るのが当たり前と思っている方もいると思われれます。当たりのことを継続していくことがいかに難しい時代になってきているかと皆さんも思われることと思います。技術の継承を意識した業務は重要だと思えます。また、水道管を耐震管に布設がえする工事も計画的に実施されていることは、市民生活を安心して行われることと思えます。

平成27年度以降においても消費税増税分は別として、できるだけ長く現行料金を維持していただき、市民生活並びに社会活動のもととなる水道水を継続して安定供給に努めていただくことをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第1号 指定金融機関の指定について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第3号 高浜市行政手続条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第4号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号 訴えの提起について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 高浜市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号 高浜市保育の実施に関する条例の廃止について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第19号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第31号 平成27年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第32号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第33号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第34号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第36号 平成27年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第37号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第38号 平成27年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第2 議案第39号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第39号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、平成27年度から常勤特別職に位置づけられることとなります教育長の給料について、当人からの申し出を受け、給料月額を平成28年3月31日までの1年間、10%減額して支給することとするものであります。

なお、附則において、この一部改正条例は平成27年4月1日から施行することとし、附則第2項において、今回の改正にあわせまして、従来の高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例を廃止することといたしております。

以上で追加提案させていただきました議案第39号の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 続きまして、日程第3 議案第40号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第40号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第8回）につきまして御説明を申し上げます。

まず初めに、今回の補正は、平成27年2月3日に成立した国の平成26年度補正予算において位置づけられました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業費についてお願いをするものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,061万6,000円を追加し、補正後の予算総額を140億9,208万円といたすものであります。

次に、8ページの繰越明許費をお願いいたします。

2款総務費から7款商工費まで、ごらんの8事業につきまして、平成27年度に繰り越し、事業を実施いたすものであります。

なお、個々の事業内容につきましては、後ほど歳出で御説明を申し上げます。

次に、補正予算説明書18ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

13款2項国庫補助金は、いずれも先ほど申し上げました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を計上しております。

14款2項5目商工費県補助金は、地域の消費喚起・生活支援のために実施するプレミアム付商品券事業に対する補助金を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

2款1項8目広報広聴活動費では、わかりやすく魅力的な市の公式ホームページにするためにトップページの作成業務委託料を計上しております。

また、12目企画費では、今回国において策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、地方公共団体は中長期を見通した地方人口ビジョン及び5カ年の地方版総合戦略を遅くとも平成27年度中に策定、実行することとされています。このことから高浜版総合戦略を策定するために必要な地方創生会議委員謝礼と地方創生市民意識調査業務委託料を計上しております。

次に、8項基金費では、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金積立金を減額しております。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、介護人材の安定的な確保を図るため、介護職員初任者研修業務委託料と介護人材確保・育成訓練業務委託料を計上しております。

2目地域福祉推進費では、高齢者、障がいのある方、子供など誰もが気軽に集い、必要な活動ができる福祉拠点を提供するための事業費に対する補助金を計上しております。

次に、7款1項2目商工業振興費では、本市の北部地区において新たな工業用地を創出するため、工業系新市街地整備構想策定業務委託料を計上するとともに、23ページでは、高浜市商工会が実施するプレミアム付商品券事業と小規模商店街活性化事業に対する補助金を、また公共建築物等の屋根に三州瓦を使用した際の屋根工事費に対する補助金を計上しております。

3目観光資源開発費では、高浜市観光協会の自立に向け、会員の加入促進を支援するための事業費に対する補助金を計上しております。

以上が一般会計補正予算（第8回）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 今、部長が提案理由の説明をしていただきましたけども、今回の補正は国の補正予算に計上された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用するのであるとの説明がありましたけども、交付金の使途については、主要・新規事業の概要の1ページにその概要が記載されていますが、改めてその内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、御質問の地域住民生活等緊急支援のための交付金について、その概要を御説明申し上げます。

この交付金は、主要・新規事業等の概要の1ページにありますとおり、昨年11月21日に地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、12月27日には国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、これを受けて地域住民生活等緊急支援のための交付金を初めとする当面のスキームと地方自治体に求められます地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に関する通知というものが発出されておるところでございます。本市におきましても、人口の現状と将来の展望を提示する高浜市人口ビジョンや人口ビジョンを踏まえた今後5カ年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめます高浜市総合戦略を平成27年度中に作成していく予定をいたしております。

総合戦略等の策定に先立ちまして、国においては回復がもたらされております地方の消費喚起や生活支援を目的とした消費喚起・生活支援型交付金事業及び「しごと」と「ひと」の好循環の確立を目的といたします地方創生先行型交付金事業の2つの事業について、地域住民生活等緊急支援のための交付金として、本年2月3日に成立いたしました平成26年度の補正予算に計上されたところでございます。これを受けまして、本市といたしましても、この交付金を活用し、早期に地方創生に取り組むための事業について補正予算を計上させていただくものであります。

ただいま申し上げました地域住民生活等緊急支援のための交付金の2つの事業類型について御説明いたしますと、まず左側の囲みにあります総額2,500億円が計上されております地域消費喚起・生活支援型でございますが、その目的といたしましては、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し国が支援するというものでございまして、対象事業は地方公共団体が策定する実施計画に定めた交付金の目的に該当する事業とされており、メニュー例として、地方消費につながるプレミアム付商品券や生きがい消費となりますふるさと名物商品券、旅行券などが示されております。また、運用の基本スタンスといたしましては、人口や財政力指数等に基づく配分を行い迅速に執行するというふうにされております。

次に、右側の囲み、総額1,700億円が計上されております地方創生先行型でございますが、目的を地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関連する優良施策等の実施に対し国が支援するというもので、対象事業といたしましては①の地方版総合戦略の策定、②の地方版総合戦略における仕事づくりなどの事業などとされており、メニュー例といたしまして

は、地方へのU・I・Jターン事業に対する助成などが示されております。

また、運用の基本スタンスといたしましては、地方公共団体が事業設計を自由に行えることといたしまして、明確な政策目標のもとで客観的な指標の設定やPDCAサイクルによる事業評価の体制整備を求めるとされており、基礎交付として、総合戦略策定経費分の1,000万円のほか、人口や財政力指数等に基づく配分、また上乘せ交付として地方版総合戦略に基づく事業など、内容のすぐれたものに対して配分されるというふうにされております。

高浜市への交付金の配分額でございますが、地方創生先行型として1,882万2,000円、地域消費喚起・生活支援型として2,504万7,000円、合わせて4,386万9,000円となっております。

なお、資料に記載はございませんが、この交付金の交付申請等に係る事務の流れを申し上げますと、先月19日が実施計画書の事前提出期限、その後、国・県の指示を受けて必要な修正を加え、今月13日までに正式な実施計画書を提出しており、事業内容等が決定いたしているところでございます。また、国への正式な交付申請は18日までにを行うこととされており、既に交付申請書の提出は済んでおります。

この交付金に関する事業費につきましては、今年度補正予算への計上が必須となっておりますことから、先ほど申し上げた事務手続上の制約もありまして、3月定例会の最終日に補正予算案を提出させていただくこととなったものでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、それぞれの交付金をどの事業に幾ら充当したのか、また充当事業を検討するに当たっての基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まず、地域消費喚起・生活支援型の2,504万7,000円につきましては、主要・新規事業の概要の10ページでございますプレミアム付商品券事業費補助事業に全額を充当いたしております。また、地方創生先行型の1,882万2,000円につきましては、資料4ページの市公式ホームページ（トップページ）作成業務委託事業に60万円、資料5ページの高浜版総合戦略の策定事業に236万1,000円、資料6ページの介護人材確保・育成支援事業に536万5,000円、資料7ページの「つながり・支え合い」福祉拠点事業費補助事業に101万2,000円、資料8ページの工業系新市街地整備構想策定業務委託事業に720万4,000円、資料11ページの公共建築物等三州瓦屋根工事奨励補助事業に100万円、最後に資料12ページの高浜市観光協会会員加入促進支援事業費補助事業に128万円をそれぞれ充当することといたしております。

なお、事業を検討するに当たりましては、地域消費喚起・生活支援型につきましては、交付金の趣旨を踏まえ、市内での消費喚起、市民生活の支援に資すると思われまますプレミアム付商品券

事業費補助事業に全額を充当するとともに、地方創生先行型につきましては、市の負担をできる限り軽減するために既存事業の枠組みの中で交付金の趣旨を踏まえ、総合戦略の策定や雇用の創出、地域産業や観光の振興につながる事業など、地域創生に資すると思われる事業を切り出し、今回の補正予算に組み替えることで、交付金を最大限活用することを念頭に置いて計上させていただきました。

なお、これらの交付金につきましては、いずれも10分の10の交付率となっておりますことから、今後、執行に当たりまして、入札等により執行額が交付決定額を割り込むということも想定されます。したがって、一部の事業におきまして調整財源といたしまして一般財源を充当させていただき、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。二、三質問したいと思っておりますけど、メニュー例の中にプレミアム商品券をとということで決定されたわけですが、これ以外に使い道とございますか、御検討された経緯があるのかどうかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） プレミアム商品券につきましては、地域消費喚起・生活支援型の交付金事業となります。このメニューにつきましては、プレミアム商品券で行うということで意見のほうがまとまっておるところでございます。

○議長（磯貝正隆） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） わかりました。比較的国からこういう形で交付金がおりてきますと、私もそうですけども、余分にいただいたお金という感じで、なかなか使い道がしっかりと目標を持って、目的を持って、その使い道の深さがなかなか図れないというところがありますので、しっかりこれからPDCAサイクルをもって、与えるだけではなくて、経緯と結果、そういったものをしっかり求めていってほしいなど、そんなことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 主要・新規事業の概要の8、9ページの工業系新市街地整備構想策定業務委託についてお尋ねします。

今回の委託箇所は、市の第6次総合計画や都市計画マスタープランの土地利用構想において、工業系の新市街地に位置づけられている箇所であるというふうに認識いたしておるんですけど、この計画の実現に向けた業務委託と察するところであるが、なぜこの時期に本業務委託を実施されることとなったのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 本業務の委託は、議員が申されたとおり、市の第6次総合計画や都

市計画マスタープランの土地利用構想において、工業系の都市市街地に位置づけされた箇所の実現に向けた業務委託でございます。

御質問のなぜこの期間に本業務委託を実施するのかについてでございますが、昨今、投資意欲の高い企業もふえまして、これらの投資意欲を促す工業用地の確保は急務でございます。その中、本市の豊田町三丁目地区についても、権利者の合意形成が整い、今後、事業実施につなげていくことでありますが、企業の投資意欲が高い時期を逸しないために、また豊田町に次なる工業用地を確保することが、本市の将来にわたった財政基盤の強化、地域の雇用の創出につながると考えております。予算措置を講じさせていただいたものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） それでは、次に質問させていただきます。本地区は17.1ヘクタールという広大な区域であると思うんですけど、区域の中には田畑などの農地を初め、本市の地場産業である鶏舎、また吉浜の中墓地というのか、それも含まれております。今回の調査対象となる区域全てが工業用地として創設されるお考えなのか少しお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 今回の対象区域は、市の第6次総合計画や都市計画マスタープランの土地利用構想において工業系の市街地に位置づけられている区域17.1ヘクタールと設定しておりますが、本業務委託では土地所有者に対する意向調査の業務も含めておりますので、地権者のお考えや御意見を伺いながら区域の設定を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。一応目標年次等はいつごろを想定されておるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 今、委託をかけようとしている時期なんですけれど、目標値だとかというものは今のところ考えておりませんが、今、時期的に企業がかなり好景気な段階でございます。豊田町三丁目においても、今、企業庁にやっていただく状況になっておりますので、また小池町のほうも早急にやっていきたい考えは持っております。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、時期の関係をお尋ねになりましたが、実はこの区域というのは、農振農用区域というのは御存じだと思いますが、そういった網がかかっておりますので、まず私も構想という形でかけさせていただいておりますが、まずリーダーが申しましたように、地権者の御同意も当然重要な課題でございますし、農振農用を外していくにも手続というのが非

常に重要な課題になってまいりますので、そういったところを含めて前へ進めるためのスタートラインに立ったということで御理解を願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。東部に引き続き吉浜地区のほうにもある程度めどが立つというのか、何とかやっけてくれるというような明るい状況が見えてまいりました。とにかく市税の確保に努めていただきたく、早急をお願いしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 先ほど説明がありました主要・新規事業の概要10ページになるかと思いません。補正予算書及び説明書では23ページになるかと思えますけども、プレミアム商品券事業費補助について、概要書では販売総額1億4,000万円、発行総額1億6,800万円、プレミアム率20%であるかと思うのですが、販売総額、率などを決めた理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） それでは、プレミアム率からお答えさせていただきます。今回のプレミアム付商品券事業は、地域住民生活等緊急支援交付金のうち地域消費喚起・生活支援型を活用して実施させていただくわけでございますが、国のほうから当初示されたプレミアム率の設定は10から20%以内で設定をとることから、この点を踏まえ、私どもと商工会さんにおいて協議・調整を行いました。

今回の国の交付金につきましては、先ほど申しましたように地域消費喚起・生活支援型でありますので、プレミアム率については、なるべく高い設定をすることで、より多くの消費喚起を促すのではないかとという点と、近隣市の状況を確認したところ、5市全て一般のプレミアム商品券につきましては20%とすることから、20%の設定をさせていただいたものです。

次に、販売総額でございますが、この20%のプレミアム率で国・県の交付金のうち、事務費を除いた2,800万円分で発行できる枚数を割り返したところ1億4,000万円となり、発行総額は1億6,800万円となったものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。ただいまの説明で近隣市もプレミアム率20%とのことですが、具体的に近隣市の販売総額、発行総額はどのようなのかお聞かせください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 近隣市の販売総額、発行総額でございますが、予定でございますが、まず碧南市が販売総額2億5,000万円、発行総額3億円、率は20%でございます。刈谷市が販売総額5億円、発行総額6億円、率は20%、安城市が販売総額6億5,000万円、発行総額7億5,000

万円、率は10から20%でございます。知立市が販売総額2億2,000万円、発行総額2億6,400万円、率は20%、西尾市が販売総額5億8,500万円、発行総額7億200万円、率は20%でございます。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。そうしますと、主要・新規事業の概要の事業費、積算内容について、事務費となっておりますけど、小規模商店活性化事業を含むと書いてありますけども、またその下に商工会負担として100万円となっておりますので、これはどういう意味かお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 今回のプレミアム商品券が一過性のものとならないよう、持続して市内の小規模商店の活性化につながるようなイベント・仕組みづくりをあわせて行えないか検討いたしております。この事業につきましては、私どもと商工会さんが共同で負担して行くべきと考えており、今回計上させていただいております一般財源の部分が市の負担分であります。そして、商工会さんには予算ベースの話となりますが、事業費積算内容欄にあります負担により、共同で市内の小規模商店への活性化に向けた取り組みを実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） わかりました。今回の交付金は消費喚起・生活支援型とのことで、主要・新規事業等の概要の目指す効果、期待される効果にも、地域消費の喚起並びに市民生活の支援とあるんですけども、もう少し具体的に期待される消費喚起の効果があれば、わかりやすくお教え願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 今回の交付金における消費喚起効果には、2種類の消費喚起効果が期待されております。

第1に、プレミアム付商品券を、例えば今回の現金1万円で1万2,000円分の商品を購入できる仕組みとなります。行政からの支援金額2,000円のプレミアム分の5倍の消費が行われることとなります。本市の場合ですと、2,800万円分のプレミアム分で1億4,000万円の消費が行われることとなります。

第2に、プレミアム付商品券の場合、2,000円分のプレミアム分で1万2,000円の消費を直接喚起したといたしましても、中にはもともと買うべき商品であったものを、結果としてお得にお買いいただいたケースが考えられますが、逆に当該商品券があったので、新たに購入を決意した商品が仮に1万2,000円分のうち6,000円だったとすると、2,000円の助成が6,000円分の全く新たな消費を誘発したこととなります。

この2つの消費喚起効果を期待いたしまして、今回補正予算に計上させていただいたものでご

ございます。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。どちらにしても、大変市民の方にとってはお得なことだと思いますし、これによって消費が少しでも喚起されてくることを期待しております。

では、実際に今後の予定についてどのようなタイムスケジュールになっているかお聞かせください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 現時点での予定となりますが、今回の交付金につきましては、3月下旬から4月上旬に国から交付決定がおりる予定でございましたが、昨日3月24日付で交付決定がなされたとのことでありますので、本日御可決を賜りましたら、早急に着手いたしまして、6月までに販売までの事務手続を完了し、その後、購入者の募集、7月中旬より商品券の販売開始、12月までを利用できる期間として、販売直後から換金手続を開始し、1月もしくは2月までに換金の手続を終える予定でございます。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。6月までに販売事務手続を終了して、7月より販売開始、12月まで利用できる期間ということですので、この辺のところは周知徹底しておいてもらって、ぜひともこのことによって、皆さんの販売意欲といいますか、消費意欲が喚起されることを期待して、質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） 主要・新規の11ページ、公共建築物等三州瓦屋根工事奨励補助金についてですけど、事業費・積算内容欄にあるように、具体的にはここに書いてあります高浜駅舎に対する補助だと思いますが、この補助金を計上するに至った経緯・経過について説明をお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 今回の補助金計上に至った経緯・経過でございますが、平成26年4月、高浜港駅について建てかえ計画がある旨、関係者の方から情報をいただきました。名鉄に問い合わせをさせていただいたところ、現行駅舎は築後、相当年数がたっており、老朽化が進んでいる。そのため毎年修理をしている。かかる経費を考えると建てかえたほうが安価なのではということから、最小限の費用による駅舎の建てかえを計画したとのことでございました。

これを受け、私どもといたしましては、まずもって高浜港駅は、古くから三州瓦の荷出しの駅であったことや、鬼みちの起点でもあり、三州瓦とのかかわりは昔から特別なものがあるため、新しい駅舎についても三州瓦を採用していただきたい旨、要望させていただきました。また、地

域の関係団体の方々からも同様な御意見・御要望をいただき、歴史ある高浜港駅は瓦ぶきにしてほしいとのことでございました。

名鉄におかれては、当初、吉浜駅のような折板ぶきの屋根を考えてみえましたが、私どもの要望に応じていただき、三州瓦を採用することについては前向きに検討するとのことでございました。しかし、費用的な面も含め、詳細については詰める必要があります、私どもと名鉄と協議をさせていただくこととなりました。その結果、現在に至っております。

その折、今回の地域住民生活等緊急支援交付金事業の募集があり、この高浜港駅の屋根に瓦が乗ることは、地場産業である三州瓦の活性化と鬼みちの起点である高浜港駅の観光資源としての観光振興の面からも必須と考え、今回この国の交付金を活用させていただくことで三州瓦の活性化につなげていきたい、予算計上させていただいたものでございます。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） この補助金の目的が三州瓦の活性化とのことですが、この取り組みは高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例に基づく新たな取り組みと考えてよろしいでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 議員おっしゃるとおりでございます。事業の必要性にもありますように高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定に伴い、同条例第3条の規定により、市といたしまして、新たに三州瓦をPRすることもこの事業の目的としておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） もう一つ、この事業内容、事業積算内容のところで屋根工事面積の予算範囲内となっています。今回計画されている全体の床面積とか、工事費の予定額、また工事着工予定等がわかっているればお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 現在、名鉄さんと協議させていただいておるわけですが、まだ正式に詳細の図面等はいただいております。名鉄さんからお聞きする中でこれぐらいという話で今予算のほうは計上させていただいておりますが、早急に詳細につきましては確認させていただきまして進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 私のほうからは主要・新規のナンバー8、最後のページになりますけども、補正予算書の説明では23ページになります。高浜観光協会会員加入促進事業費補助金についてお聞きしたいと思います。

この件につきましてはといたしますか、観光協会につきましては、前回の総括質疑のときにも幸前議員から質問があったと思いますが、3年間の事業展開で充実を目指すということで出発しておるところでございますが、事業展開がまだ道半ばであって、自主財源の確保に向けて取り組む必要があるから、27年度も引き続き助成金を出したいということで、27年度の予算がついたわけでございますけれども、今回の補助金は、その関連した上乘せなのか、今回の補正された経緯について、またお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） この補助金がなぜ必要なのか、事業に至った経過等というお話であろうかと思っておりますので、今回の補助金につきましては、観光協会の自立に向けた取り組みとして、新たな自主財源の確保を目指し実施させていただくものでございます。具体的には観光協会会員向けにイベント等への出店のためのテントや機材一式を貸し出しできるようにすることで、未加入者への加入促進と会員が各種イベントに参加しやすい環境をつくることを目的に実施させていただくものでございます。よって、今回の補助金は、平成27年度に計上させていただいております補助金とは別に自主財源確保に向けた新たな取り組みとして実施させていただくものでございます。

観光協会は、御案内のとおり自立に向けた自主財源確保の取り組みが急務であり、所管グループであります私ども地域産業グループと観光協会関係者といろいろ協議させていただいていたところ、今回の地域住民生活等緊急支援交付金の照会がございまして、このうち地方創生先行型において観光振興、地域の観光推進体制の強化への取り組みについては交付金対象となることが判明いたしました。これを受けまして、地域住民生活等緊急支援交付金のうち地方創生先行型を活用した観光振興と観光協会会員数増に向けた取り組みとして予算計上させていただいたものでございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 今回、テントを何張りか購入するというところでありますけれども、こういった必要性というんですか、要望というのは以前からも出されてあって、今回この機会にそれを購入して、今後利用するという、以前からそういう検討はされておったのかどうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 実は観光協会さんのほうはいろんなことを考えられておられまして、今、リーダーが申しましたように、テントだとか、ここに書いてありますさまざまな資機材も、実は御存じかと思っておりますが、26年4月から正式にオープンしたというか、ONI-House（オニハウス）ができて、それと同時にあそこでは毎月1回でございますが、オニマルシェというのが開催されております。このオニマルシェと申しますのは、市内外の方が、商店さんがさまざまな商品を持ち寄って、そこで市場を開いておるわけですが、その中でも声として上がっておる

のが、なかなか私どもの市内の事業者さんの中にはそういった出店をしたいが、設備がないというような声が以前からも出ておりました。そういったところも含めて、そこを起爆に拡大していく、そういうことが観光協会の次なる戦略の一手になるのではないかとということで、今回こういったものを上げさせていただいたということでございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ありがとうございます。目的の中に会員の拡大とありますが、自主財源の増額ということがありますけども、具体的にこのテントを貸し出し等する中でどれくらいの経費節減なり、収入増なり、あるいは会員の増につながっていくのか、その辺の見込みとありますが、目標、そういったものがなければ、漠然とやっていたのでは、そういった目的は達成されないと思いますので、その辺の目標、見込みをどのように持ってみえるのかお聞かせください。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 私どもが現在お願いしておりますテント4張りとは5張り、こちらのほうにつきまして、もし購入できました暁には、現在リースによってお借りしているテントと横幕の分、この合計をいたしますと、今、レンタル業者からお借りしている金額が約1回につき9万3,000円となります。それで、鬼みちまつり、実は春、秋とございますが、もし購入したテントで利用できれば、2回分ということになりますので、約18万6,000円は節約できるということになります。

それから、収入と会員増に向けた目標値でございますが、実際具体的にどれぐらいというのは、まだ定めていないのでございますが、会員数をふやすことが今回の事業の目的でございますので、年々ふえていくことを目標として掲げていきたいと思っております。また、自主財源の確保が進んでまいりました暁には、観光協会活動事業費補助金、こちらのほうにつきましては減額していくことをまた目標として考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 次に、事業内容のところの真ん中ごろに観光協会会員等市内団体レンタルとかありますけども、この辺は具体的にどのような形でレンタル、貸し出し要綱みたいなのがあれば教えていただきたいんですけども、会員を拡大するから、使っていただいて勧誘するのか、入会していただいた方に貸し出しするということなのか、あるいは団体だとすると、これは会員、また観光協会とは関係のない市内団体のことを言っているのか、その辺のことを、これから決められるのかもしれませんが、決まっておれば、わかっておれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 現在、この辺につきましては計画中、検討中ではございますが、まずもって貸し出しできるのは観光協会の会員ということ限定していきたいと考えております。それと、団体でございますが、こちらの団体につきましては、例えば市内のまち協さんや場合に

よっては社協さん、そういった関連団体の方から御要望がありましたら、そちらの方に関しましてはお貸ししていこうという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ありがとうございます。最後に、事業費のところ、先ほどもちょっと説明があったような感じがしますが、72万円が一般財源になっておりますけど、これはどういったことなのか具体的に説明を願います。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 今回の地方創生先行型として本市に割り振られた限度額につきましては、先ほど御説明がありましたように1,882万2,000円でございます。主要・新規事業の概要ナンバー6を除く7つの事業に割り振られておりますので、限度額全てを活用するためには、仮に執行残が発生した場合、その財源を調整する受け皿が必要であります。今回の72万円がその受け皿であります。観光協会会員加入促進事業費補助に割り振られた金額は128万円であり、他事業において執行残が出た場合につきましては72万円までは追加されることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 今回の補正で一般財源から72万円出すということは、交付金を全部使い切った場合には出すという意味ですか、そういう意味でいいのですか、補正するということですか、72万円。

○議長（磯貝正隆） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 今回の事業全て使われた場合は、この72万円はゼロとなります。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） 先ほどから聞いておりますと、なかなか観光協会さんが自立するには多難な感じがいたしますけれども、目標を持って一歩ずつ進んでいただいて、早期に自立できるよう官民一体となって取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今の主要・新規の観光協会のことについて絡んだ部分なので、御質問しますが、自立支援ということで、当初予算のほうもですし、今回の補正もそうなんですけども、行政として自立する姿というのはどういうものかを描いておるのが見えてこないと思うんです。ですから、例えば会員をふやすと言われますけども、実際今回の場合でいうと具体的に出ていまずから、わかりやすいんですけども、例えば商売をやっている方でないと何の意味もないのかなというふうにとらわれますよね。例えば高浜を世界的に、日本全国にPRしたいんだと思う一市

民の方が会員になるといっている方も現状も多分あると思いますし、それから今後もそういう方を会員として募っていくべきだと思うんです。そういう点でいうと、もう少し具体的にこういう姿を目指していただくためにこういうところにこういうお金を使っているんだというところがわかるようにしていかなければいけないと思うんですけれども、そののところというのは現状何かあるのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今回の御質問の中で一個人の方がということでお話が出ましたが、確かに議員おっしゃるように観光協会というのは、商店だとか、事業を営んでみえる方ばかりではございません。当然ながら個人として高浜をという、そういった思いのある方は会員になっていただくということで、実は観光協会さんが平成24年から少し会員募集の、賛助会員も含めて、制度を変えてみえるのは事実でございます。

それから、今おっしゃった将来像というか、高浜市として何を求めているんだという、どういうふうな観光協会なんだという部分は、この3年間、何をやってきたかという、前にもお話ししておりますが、情報発信をきちんとする。観光協会の立ち位置をまず明確にするということで、市のほうから観光協会を独立させたということで、今後は今、会員の募集にというお話をしておりますが、地域の皆様がきちんと観光という部分を語れる、そして事業者の方も理解していただく、そしてそういう姿が次なる展開できちんと魅力ある高浜を情報発信していけるというのが本来の姿であり、究極目指すところは、一番初めのときに申し上げたかもしれないですが、自立として例えばNPO化になっていくよというようなことが高浜市としては望んでいる姿というふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） おっしゃるとおりだと思います。ただ、具体的な道筋みたいなものをしっかりと、ある程度行政側はこう考えているから、こういう形で返していくべきではないかというところをもう少し調整して、そこをもう少し発信していただかないと伝わってこないのかなという気がします。はっきりいって、会員の方のお話を伺ってもそうですけれども、行政に事務局があったときのほうがよっぽど親切だったと。例えばいろんなイベントの案内もそうですし、それから会費の徴収も事務所まで来てくれたというお話もあります。今、専属の事務局員さんをしっかりと雇っておっても、とりにすら来ませんよ。そういう話がある中で、現実的に本当に今、部長さんが言われたようなところがしっかりとやられておるのかということに非常に不安がある。

それから、もう一つ、つけ加えるのであれば、例えば今、毎月オニマルシェをやっていただいて、にぎわいをつくっていただいております。そういった中でも観光協会として、先ほどのプレミアム商品券ではありませんけれども、協会員に対してどうやってお返ししていくんだというところ、そういったところも設けていくことによって、さらに消費が広がるとか、にぎわいが広がる

とか、幾らでも考えられると思うんです。そういうところももっと突っ込んでいくべきではないか。

なぜかという、お金を出しているからです。それができないのであれば、しっかりと自立していただいて、自分たちのできる範囲のことをやっていただく、それでいいと思うんです。ですから、せっかくこうやって国のほうが出してきたものが、ちょうど高浜市が考えたものに当てはまるということであるのであれば、これは使っていけばいいと思いますけども、そういう方向性をしっかりと示していただいて、そしてまたそれに対してどういう検証がされて、どういう効果があったのか、そういったところまでもしっかりと見きわめていただきたい。そして、またそれもしっかりと報告していただきたいということを申し添えて、質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 主要・新規事業の4ページ、市公式ホームページ作成業務委託、こちらのほうに関しまして委託内容と、またこの事業が地方創生とどうつながっていくのかというのを教えていただければと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） ホームページのトップページの作成業務委託の委託内容と地域創生とどうつながっていくかという御質問でございますが、まず本市の情報発信の玄関口であります市公式ホームページのトップページをリニューアルいたしまして、民間のノウハウやアイデアを生かし、より魅力的なトップページを作成することによりまして、トップページ上で高浜市の特徴や魅力を発信し、高浜市に転入したいと思う人をふやすこと、また訪れてみたいと思う方をふやすことにつなげて、人の流れを呼び込もうというものでございます。これは地方創生先行型の交付金事業の目的であります「ひと」の好循環を生み出すということで事業採択されたというものでございます。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。お伺いしたいんですけど、委託先というのはどちらとかというのは決まっているのでしょうか、民間のノウハウということで。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 委託先ということでございますが、今後、いろんな事業者の方いろんな提案、意見をいただきまして決めていきたいというふうに思っております。私どもホームページを作成しますと、どうしても私たちが伝えたいことが前面に出てしまいますので、そういったことではなくて、第三者の方の目から見て知りたいというふうに思えることが出るような、そういったホームページになるような提案をいただけたら、その事業者といろんな意見交換をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。民間のノウハウをということで、事業の必要性、実施の背景を見て、市民の方が見てわかりやすくというのはすごく大事なと思うんですけども、より魅力的なものをということでですけども、基本的には第三者が見ているというのも大事だと思いますし、また市の職員の方々、事業内容、市の情報を発信していくということを考えていくと、市で取り組んでいることだとか、先ほども予算の中でも企業誘致云々の話もありましたけども、そういった市民だけでなく、企業だとか、そういったところにもしっかり着眼していただきたいという部分もありますので、委託先、ただ委託して、それでいいという形ではなくて、委託先の実績だとか、どういったことをやってきたのかということも、ほかの事業でもそうですけども、委託するもの、そういったところもしっかりと見ていただいて、委託先を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 主要・新規事業の5番ですね、予算のほうだと21ページになりますが、工業系新市街地整備構想策定業務委託ですが、先ほど部長から今からやっていくんだというお話がありました、さきに総括質疑でしたが、アンケートをとるといようなお話も出ました。アンケートは全員地権者にとってあるのか、これからとるのか、もしとってあるとしたら希望はどのようになっているのか、まずその点からお示してください。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 今回の委託において意向調査、アンケート調査につきましては、この委託の中でやらせていただきますが、前回総括の中であそこの17.1ヘクタールの中に鶏舎があります。その鶏舎のものが今使用されているのか、使用されていないのかという意向調査を先に前提でやったほうがいいのではないかとということで、それは今やっておる最中でございます。その後、田畑についてですが、それはこの委託の中で意向調査、世帯数として約80人、あと筆としまして160筆ぐらいあるのですが、これに関しましてはこの委託の中で意向調査ないしアンケート調査をさせていただきます。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしましたら、今、営農さんといいますか、田んぼを頼まれて営農してみえる方もみえるのですが、そういう方の意向というのは関係するのかもしれないのかお願いします。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） まず、土地自体は地権者、所有者が第一なものですから、所有者が

営農とか、JAに頼んでいる状況だと思います。ですから、今後の農業を農振区域、先ほど部長も言ったように農振区域なものですから、法手続も今からクリアしていかななくてはいけないのですが、そういった状況で今の中では地権者、所有者に対して意向調査をやらせていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） この17.1ヘクタールの面積というか、地域をこういうふうに決めたというのは、どういうところから決められたのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） どういう設定でということですが、実はこの先ほどから言っております市街化調整区域は、図面でいいますと、今、中央ぐらいで曲がった形の道路、宮裏線といって、東西に走っている道路でございますが、その下の一本東西に走っている道路のエリアが市街化調整区域でございます。実は都市計画マスタープランの中では、今囲んである下の部分の三角と申しますか、そのエリアは住居系にしていきたいというところでございます。すぐエリアの右側隣は農地として保全していきたいという計画になっております。

今回の17.1というのは、それ以外のエリアの部分を含めて、先ほどもリーダーが話しておると思いますが、全てのところを工業系に一度にできるというふうには思っておりませんので、そういったことも含めながら、当然ながら調査として、構想を進めていく上でエリアとしては今、都市計画マスタープランでほぼこんなエリアをということで描いておりますので、そこを区域にしたということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、この地域を工業地にして、下の部分が住宅地になると。今、圃場整備を済ませて、農振農用地というか、なっているのですが、そうするとそういう制限と申しますか、そういうのは先々外れるというふうに考えてもいいのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今の内藤議員おっしゃった住居系のところを全てが農振農用という形で農用地になっておるわけではございませんので、当然今おっしゃったように住居系の土地利用を図っていくためには、それなりの計画とか、要件が整わなければできませんので、そういったところを含めてという形になります。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほどちょっと言われた住居系と右側が工業系ですか、そのところがどこの部分かちょっとわからなかったのと、かなり広い範囲で墓地があるわけですが、この墓地も入れてというと、工業地の中に墓地があるという形になりますので、いかがなものかということ、まずその点をお願いします。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は40分。

午後 2 時30分休憩

午後 2 時39分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議に入ります。

企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 先ほどの17.1ヘクタールの中に墓地ということで、ここが入っているのにどうということだという話なのですが、今回の意向調査、アンケート調査におきましては、墓地の区域は17.1haの都市計画マスタープランの工業の位置づけの中には入っておりますが、今回の意向調査の中には踏まえておりませんので、そのまま墓地は墓地のままで継続させていただくという状況になります。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 墓地についてはわかりました。ですが、構想策定地域の南側と申しますか、以前、圃場整備をやってきたところもあるのですが、そういう面ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、南側で圃場整備というお話が出ておりますが、区域として全てのところを圃場整備したというような私も記憶を持っておらんですけれども、場所的に南側というふうにおっしゃいますと、圃場整備というのはどこの場所か、もう一度お示しいただきたいと思いますが。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ちょうど墓地がある前に5つぐらい分かれたところがあって、その前ぐらいはずっと圃場整備をやったところです。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今の部分、墓地から南、ちょっと方向的に非常にわかりにくい図面でありますので、すぐ右隣というか、南側、ここは農地を保全していこうという計画になっておりますので、その部分については今おっしゃるような工業系だとか、そういう考え方は持っておりません。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 要するに圃場整備というか、地域の方たちが多少面積が減ったりもして、みんな協力してやったわけですね。この上の部分もそういう面では圃場整備というか、やられてきたところだと思うのですが、そういう面ではどのように考えてみえるのかお示してください。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） これから地権者の方に意向調査、アンケート調査を行っていきますので、前回圃場整備で土地が少なくなったというお話も言われているのですが、そういった面も踏まえながら、今回の意向調査ないしアンケート調査を実施させていただきますので、その後、地権者の判断がわかってくるかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第4 議案第41号 高浜市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、内藤皓嗣議員。

〔14番 内藤皓嗣 登壇〕

○14番（内藤皓嗣） 御指名をいただきましたので、議案第41号 高浜市議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

提出者は私、内藤皓嗣、賛成者は議案書のとおりであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

改正内容は、第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。施行は平成27年4月1日からとしております。

説明は以上であります。

〔14番 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第5 公共施設あり方検討特別委員会の報告についてを議題とし、公共施設あり方検討特別委員長の報告を求めます。

公共施設あり方検討特別委員長、北川広人議員。

9番、北川広人議員。

[公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 登壇]

○公共施設あり方検討特別委員長（北川広人） 御指名いただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

報告につきましては、第9回委員会から第13回までの5回の委員会における報告でございます。

まず、平成27年2月3日に開催されました第9回委員会では、協議事項として、参考人招致についてを協議しました。

委員長より、1月22日に高浜市役所本庁舎整備事業者選定委員会最優秀提案者による事業提案内容のプレゼンテーションが行われ、プレゼンに対する質問事項が委員より提出され、質問内容から当局だけでは回答が難しい場合もあるため、提案者にも出席を依頼してはどうかと考えている。そこで、参考人招致の可否について採決をとりたいとの発言があり、挙手全員により出席要請するよう議長に要求いたしました。出席要請する参考人は、大和リース株式会社名古屋支店、規格建築営業所所長、水野貴幸氏、同じく営業2課長、石原秀哉氏、同じく営業2課担当課長、大河原啓和氏の3名の方と確認されました。

次に、同日の2月3日に開催され、参考人も出席いただいた第10回委員会では、当局より、高浜市役所本庁舎整備事業者選定に係る審査結果の公表についての説明がありました。その内容は、高浜市役所本庁舎整備事業者選定に係る審査結果を高浜市の公式ホームページにて1月30日に公表した。具体的な公表の内容は、選定委員会のメンバー、選定の経緯、最優秀提案者と優秀提案者、選定委員会から提出された審査結果報告書、最優秀提案者の提案書とのことでした。

次に、高浜市役所本庁舎整備事業基本協定書（案）についての説明があり、その内容は、協定書（案）は、高浜市と優先交渉権者となった大和リース株式会社名古屋支店と円滑に事業契約を結ぶため、高浜市と事業者それぞれ互いの義務を定め、必要な手続の進め方をあらかじめ意思確認しておくため締結するもので、基本協定の締結は、地方自治法で定める議会の議決事項ではないが、事業者との契約行為となるため、臨時会において予算の裏づけをいただきたいと思う。

また、この協定書（案）は、優先交渉権者決定後、大和リース株式会社と協議して作成したもので、基本協定（案）の具体的な内容について、第1条では、基本協定の趣旨を定め、第2条では、昨年8月に公表した募集要項、業務水準書、そして提案された事業提案書の遵守について定め、第3条及び第4条では、著作権にかかわる事項について定めている。

第10条では、第1項において、この契約は平成27年3月末までを目途とし、契約締結後に取り決めた事項については、その都度必要に応じて覚書を交わすとしている。また、第2項では、提案書をもとに協議した結果、平成28年9月末までに市役所本庁舎機能を、平成29年10月末までに現市役所等の解体・撤去、情報カフェ棟整備等、全ての工事を完了するとしている。

第13条では、本契約締結前に重大な法律改正、制度改正、経営環境の変化等により事業の実施が困難となった場合は、基本協定を終了し、それまでに要した経費は、それぞれの負担とするとしている。

基本協定の締結時期は、平成27年2月16日の開催予定の臨時会において、今後20年間、庁舎整備にかかる費用の債務負担行為の補正予算が承認された場合は、議会終了後、早急に締結する予定とのことでした。

次に、臨時会での議決案件、一般会計補正予算の債務負担行為補正についての説明があり、その内容は、今回の債務負担行為は、庁舎を20年間にわたりリースし、そのリース費用を33億2,391万円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内と、債務負担行為の設定は、本事業の推進に当たって、事業者に対する予算措置、いわば保障を示すことにより、高浜市と事業者との円滑な契約交渉を進めるためのもので、PFI事業を参考にした。今回の設定の限度額は、事業期間中に支払う総額の限度額を示したもので、仮に優先交渉権者との交渉が整わず、次点となった交渉権者との交渉に移行する場合もこの金額が限度額となるので、優先交渉権者だけを対象とした契約金額を定めるものではない。

今回の一般会計補正予算では、債務負担行為補正のほか、現市役所敷地の土地境界の確定及び分筆登記を行うための委託料を計上するとともに、登記完了までに一定の期間が必要であることから年度内での業務完了が困難なため、繰り越しをする内容とのことでした。

次に、今後の庁舎整備事業スケジュールについての説明があり、その内容は、臨時会での提案である一般会計補正予算について承認された場合の今後のスケジュールであり、提案された本庁舎機能について、利用者側の視点、使用する側の意見を取り入れ、より効果的、効率的な施設と

なるようワークショップを実施することを考えている。特に議会機能、議会スペースについては、再度、今回の提案をもとに、議場のレイアウト、議場の断面形状などについて、議会ワークショップを早急に3月に開催し、議会の意見をいただき確定していきたいとのことでした。

以上の説明に対する主な質疑は、委員より、基本協定書（案）について、仮に高浜市が債務不履行や支払い能力がなくなった場合にはどのようなことになるのかとの問いに、契約が継続できない場合、一般的には、それにより生じた損害賠償の義務や残賃料等の支払いは高浜市が負担をすることになる。これらの内容については、事業契約を締結するまでに、今後20年間のあり方について協議をしていくということである。

基本協定書（案）第11条に本契約の不成立があるが、この中で、合意が困難である事由が生じるような場合は、本契約は成立、満たさないとあるので、今後の事業契約締結までに将来的なことは決めていく。この契約については、地方自治法の規定により、工事の請負や製造のものではないため、契約は議決の対象ではないが、二者が協議をして、その内容について議会に説明するとの答弁でした。

また、債務負担行為の金額が変わるときだけ議会議決を必要とするのかとの問いに、議会の議決については、議決事件として定められているものが対象となる。債務負担で承認するものについては、それぞれの年度の当初予算の中で検討してもらう。この当初予算について、議会で審議いただくとの答弁でした。

また、リース物件自体が大規模改修となった場合の費用負担はとの問いに、債務負担行為は、施設の提供と維持管理、運営にかかわる部分の債務負担の内容であり、想定し得ないような不可抗力が生じた場合の負担は、募集要項の中では事業者負担としているが、提案では、不可抗力については管理できない部分なので、高浜市のほうで一部負担する提案となっている。こういった不可抗力をどのように負担するかということは、今後、事業契約を締結する中で決めていくとの答弁でした。

また、庁舎の債務負担行為以外にも費用が発生するという理解でいいかとの問いに、今後の事業契約の定め方にもよるが、債務負担行為以外の負担が発生することは、内容によってはあり得るとの答弁でした。

次に、協議事項として高浜市役所本庁舎整備事業者選定委員会最優秀提案者による事業提案内容のプレゼンテーションについての説明がありました。その内容は、1月22日に開催した公共施設あり方推進本部会議で議員も参加させていただき、プレゼンが実施された。質問事項については、1月26日までに質問書の提出を願い、その回答について、本日の特別委員会で行うとした。

なお、提出された質問には、市が回答するものと事業者が回答する質問が混在しており、本日、参考人として事業者にも同席していただいた。事業者からの提案内容についての質問の回答については、あくまでも今回の提案が募集要項、業務水準書等に基づき描かれたもの、いわばこのよ

うな庁舎にしたらどうかといったものである。質問は、6名の議員より28項目の質問があり、質問に対する回答は、都合上、資料参照とのことでありました。

主な質疑は、委員より、本事業の提案金額33億2,352万7,000円から建設費、維持管理、既存の庁舎の解体、終了後の解体費のトータルが21億8,600万円となり、差額の11億3,752万7,000円はどのような内容のものか、明細の提出をお願いしたいとの問いに、委員長から、今回の提案に基づく数字ということで、委員全員に取り扱い注意資料として、後ほど配付をお願いした。

他の委員より、長期財政見通しについて、何か案を出すときは、具体的な数字を示していただきたい。これは高浜市の財政にどれだけ影響を与えるかというのは単品で見てもわからないため、今後も進めていくときは、高浜市がどうなるのか見える化していただきたいとの問いに、庁舎の関係を進めると事業費が確定するので、既に提出している40年間の財政見通しというのは変えていかなければいけないと考えている。国の動きも、総合管理計画を平成28年度までに策定することとなっており、今回の当初予算では、それに向けての委託料をお願いする。これができて、初めて精緻な計画を示すことができる。提出するものは道路・橋梁を含んだ形で、この庁舎関係の金額を示し、今後の見通しをつくったものとなるとの答弁でした。

他の委員より、本事業をおくらせて、市民との話し合いをしていくべきと考えるがどうかとの問いに、本事業に取り組んで相当の時間を費やしている。その間、ホームページでパブリックコメントを行い、また5つの市内の小中学校区での地区説明会を開催した。どれだけやればいいのかという物差しというものはないが、そもそも論として、高浜市の公共施設老朽化問題は平成23年度からスタートしてきている問題であり、この庁舎と高浜小学校の老朽化問題が対応しなければならない喫緊の課題ということから早急に進めてきたという状況との答弁でした。

また、仮に20年の間に事業者が続けられなくなった場合の対応はとの問いに、リスク管理の話になるが、募集要項の中では、市の使用権限が関係法制度・契約等によって20年間確保されることを前提として、今回の提案を受けているので、市の機能が続けていける仕組みを検討していく必要があるとの答弁でした。

また、参考人の大和リース株式会社営業2課長石原氏より発言があり、事業者が倒産した場合の対応としては、今回、借家権というのを登記するので、例えば事業者から第三者に建物を移転してしまった場合は、入居人は、その第三者に賃借権で対抗できる。そこは担保できるので安心くださいとのことでした。

他の委員より、情報カフェ棟は市民参加で進めると聞いたが、窓口グループ等、そういう庁舎内部はどのように市民の意見が反映されるのかとの問いに、市民サービスの低下を招かないような窓口レイアウトは今後職員のほうで考えていく。そこに市民を入れるという考えは持っていないとの答弁でした。

審査事項は付議ありませんでした。

続きまして、2月16日に開催された第11回委員会では、当局より、高浜市役所のコストメリット1についての説明がありました。その内容は、今回の募集要項等で提示した事業費とベース案と事業者提案との事業費比較をしたもので、ベース案が募集要項等で提示した事業費で、算出根拠としては、現庁舎を耐震改修と設備の更新をした場合にかかる費用と現在の維持管理費を合わせたものである。市が新築した場合と事業者提案を比較すると、事業費は3億8,000万円減となり、約10%の削減効果が見込まれる。また、市が同規模建物を整備した場合を比較すると約2億円の減となり、約5%の削減効果が見込まれる。

大和リース提案における管理運営費は、市が実施するものより2億3,000万円ほど高い提案となっているが、管理費等の中に人件費が計上されている。20年間の庁舎管理に係る職員の人件費を考えると、同程度の金額になると思われるとの答弁でした。

次に、高浜市庁舎のコストメリット2についての説明がありました。内容は、今回の本庁舎整備の目的の一つは、整備コストを平準化し、初期投資を少なくすることにより財源を確保し、公共施設整備基金を高浜小学校整備の財源とすることである。これは庁舎整備をする場合、整備開始時に一般財源がどれだけ必要となるのかをあらわしており、ベース案では、耐震改修した場合、国からの補助金と起債の活用により一般財源は16億3,000万円ほど必要となる。市が新築で5,000平米の庁舎を建設した場合は、国からの補助金はなく、起債の活用により一般財源が7億9,000万円ほど必要となる。また、市が提案内容と同規模の庁舎を新築した場合の補助金はなく、起債の活用により一般財源が8億1,000万円ほど必要となる。

このことから、公共施設等整備基金の平成26年度末現在高が約9億6,000万円と見込んでいるので、事業所提案以外での庁舎整備は、基金の取り崩しが必要となり、高浜小学校の建てかえに振り向ける財源が確保できないという状況になるとのことでした。

次に、事業費以外に計上する費用についての説明を受けました。これは本庁舎整備事業に係る20年間のリース料とは別に必要となる費用をまとめたもので、土地境界測量及び表題・分筆登記申請委託料195万1,000円を3月補正予算でお願いをし、あわせて業務期間が短期間での実施ができないことから、繰り越しをお願いする。

また、本業務委託は、現庁舎の敷地の中に、公図上、南北と東西方向に通っている赤道があるため、赤道の分筆、表示登記と用途廃止をする必要があること。また、建物が道路斜線、日影規制等、隣地からの距離により制限を受けるため、公図と境界標が合っているか確認する必要があることから実施する。なお、赤道の分筆、表示登記が完了し、用途廃止が終了したら、直近の議会に市役所の敷地の無償貸し付けをするとの議案の提出を予定している。

また、職員駐車場整備として38万9,000円を当初予算にてお願いする。これは庁舎整備が完了するまで、市役所敷地の来庁者用駐車場が確保できないことから、名古屋碧南線沿いに職員の駐車場として使用している駐車場を来庁者の臨時駐車場として活用するための費用とのことでした。

次に、高浜市公共施設あり方計画（案）推進プランの新たな取り組みについての説明を受けました。これは今後の財政状況を踏まえ、公共サービスのあり方も含め健全な財政運営が継続していくためにはどうしたらいいのかといった観点から、公共施設あり方計画（案）推進プランの新たな取り組みと歳出削減に向けた新たな取り組みについて、庁舎の事業期間20年間に合わせた資料として示したとのことでした。

また、平成27年度に仮称ではあるが、公共施設適正化条例の制定を考えている。これは長期間に及ぶものであり、その一貫性が求められていることから、その基本理念及び基本事項を定め、その持続可能な行財政運営のもとで、公共施設のあり方について経済的に進めていくもので、本市独自の理念条例を制定する。具体的には、基本理念はもとより、今後策定する公共施設等総合管理計画の位置づけ、計画の推進を語るための第三者機関設置などの検討を考えている。公共施設等総合管理計画の策定に合わせ、その裏づけとなる長期財政計画を策定する。また、新たな取り組みとしての基本的な考え方は、公共施設のあり方推進プランにおいて、大規模改修の実施対象となっている施設において、大規模改修は行わず、機能移転等を考えるというものであるとのことでした。

次に、20年間の歳出削減に向けた新たな取り組みについての説明を受けました。新たな取り組みを行うことにより、20年間の財政状況はどのようなになるのかということで、20年間の財政状況を示している。その内容は、40年間の長期財政シミュレーションでは、平成38年度で基金が枯渇し、それ以降の予算編成が困難としていたが、今回の新たな取り組みを行うことにより、平成38年度以降の予算編成が可能となり、加えて建てかえ集中期である第2波に備えた財源確保、あるいは本庁舎整備事業の期間満了後の次なる段階での対応、選択肢も可能という状況になる。

これらのことに取り組みないと安定した財政運営ができないといった一例でその方向性を示したもので、最終的には今後策定する公共施設等総合管理計画、長期財政計画において詳細を明記し、実施していくとのことでした。

以上の資料は、取り扱い注意として配付されたもので、あくまで一例として挙げたもので、決定したものではないことが確認されました。

説明に対する各委員からの質疑は、委員より、事業費以外に計上する費用の中で、赤道も用途廃止しなければならないのか、用途廃止にかかる日数とまたその費用はとの問いに、現在、赤道は地番がないので、赤道を分筆させ、用途を廃止し、市役所の敷地とするもの。期間については約3カ月を予定している。基本的には、都市整備グループから財産移管して、市役所の敷地としていくため、金額はかからないとの答弁でした。

他の委員より、14億円が16億7,000万円に変わった理由と緊急防災減災対策債を使えば、100%耐震改修工事に使えると聞いているが、それを使つての初期投資なのかとの問いに、14億円が16億7,000万円となったのは、当初改修計画を立てたときから、物価等の上昇分を加味して、1割

ほどプラスしている。

また、交付金の1億2,000万円の内訳については、社会資本整備総合交付金を活用するという
ことで、単価の上限はあるが、その金額の3分の1ということで、1億2,000万円を交付金とし
て見込んでいるとの答弁でした。

また、平準化という観点からいえば、緊急防災減災対策債のほうが有利かと思うがどうか、ま
た交付金と両方は使えないのかとの問いに、起債の内容であるが、耐震改修に係る部分につい
ては起債の対象となるが、16億7,000万円のうち、おおむね10億円は劣化改修の部分で、こうい
った部分の起債の活用については対象にならないとの答弁でした。

他の委員より、具体的な契約の条項、どういう契約を結ばれるのかとの問いに、事業契約の中
で決めていく。事業契約は3月末ぐらいを予定している。事業契約が結ばれたら、直近の議会で
報告するとの答弁でした。

他の委員より、みずから事業者が建設したものを高浜市が借りるのに設計管理確認調整がある
が、これはまた別のところに委託して、事業者と市役所との中間機関的なものを設けなければ進
められないのかとの問いに、中間的なものとは考えていない。10億円以上の工事になるので、専
門家の補填ということで、設計・施工の監督の確認調整として、設計のチェック、施工図の審査、
事業者との調整、工程管理などの市の監督の業務の一部を委託業者に対応していただくことを考
えている。

また、事業計画の確認としては、事業を進めるに当たり、ワークショップとか、情報カフェ棟
に関する事業者からの運営提案がこれから出てくる。その運営コストの分析とか、工事費の算出
などのコストマネジメント等の補助をすることをお願いする。また、事業契約を結んだ後、運営
等を決めていく中で法律的な確認調整等が必要となるので、弁護士等のアドバイスをいただき進
めていきたいとの答弁でした。

続いて、当局には退席していただき、協議事項の中で議員間討議を行いました。

審査事項についての付議はございませんでした。

次に、平成27年2月26日開催の第12回委員会では、当局からの報告及び連絡事項についての付
議事項はありませんでした。

委員長から確認の意味での報告をしました。その内容は、前回委員会でのコストメリットの2
番目の資料で大和リース提案の初期投資という1億6,000万円の費用について、リース費用の1
回目なのか、それ以外の初期投資としてかかるものなのかを当局に明確にするように改めて説明
を求めたもので、回答としては、平成28年度は1億6,400万円を予定している。その内訳につい
ては、防災無線の移設費7,500万円、引っ越し費用で5,400万円、1期工事分の3カ月分のリース
料2,000万円、運営管理費の3カ月分1,500万円、2期工事分については、平成29年11月からリー
ス開始となるので、平成29年度の支払いは1億5,100万円、初期投資だけが少し高くなっている

とのことでした。

また、債務負担行為の期間の変更について、前回の公共施設あり方検討特別委員会で、2月の臨時会に補正予算として上程する予定議案を示したが、そのときの債務負担行為の期間は平成28年から平成48年の20年間。今回の議案では、平成26年から平成48年の22年間としている。支払い開始は平成28年からとなっているため、平成28年から平成48年の20年間ということで当初は示めされたが、後に上部機関に問い合わせたところ、事業契約を契約する年度からしたほうがよいとの返答があり、平成26年から平成48年という期間にしたとのことでした。

続いて、議員間討議をし、さまざまな意見や考えが出されました。

協議事項と審査事項についての付議事項はありませんでした。

次に、平成27年3月16日に開催された第13回委員会では、当局より、本庁舎整備事業基本協定書についての説明を受けました。3月9日の本会議において一般会計3月補正予算の債務負担行為補正の可決を受け、3月10日に大和リースと基本協定を締結した。内容は、2月3日の特別委員会で示した基本協定（案）と同様で、特に変更はなく、債務負担行為補正の上程が2月の臨時会から3月の定例会になったことで、事業スケジュールに影響はないとのことでした。

次に、高浜市役所本庁舎整備事業契約書（案）についての説明を受けました。この本事業契約書（案）は、庁舎機能を20年間にわたり大和リースが保有する施設を高浜市が賃借するという契約書で、基本協定の締結に至ったので、平成27年3月末に契約を締結する予定とするもので、高浜市が作成し、現在、大和リースに示し、回答待ちの状況であるとのこと。今後、大和リースからの回答を受け、弁護士協議をしていく予定で、内容等の変更が生じる場合もあるとのことでした。

この事業契約書（案）では、契約相手は大和リース株式会社名古屋支店とし、事業名を高浜市役所本庁舎整備事業とし、契約を締結する。事業場所は高浜市役所本庁舎敷地及び高浜市いきいき広場とし、契約期間は、契約を平成27年3月末と予定しているので、平成27年3月末日より平成49年1月3日としている。契約金額は、大和リースより提案のあった33億2,352万7,200円としている。

条項の内容は抜粋でございますが、第1条総則では、大和リースは、本事業を契約金額の中で実施するとし、高浜市に新たな費用負担が生じることのないよう十分配慮し柔軟に対応している。

第3条では、高浜市は、庁舎機能を20年間にわたり果たすことのできる施設を大和リースから賃借し、地域活動拠点機能を目指すとし、本事業の日程について、事業スケジュールは、庁舎・いきいき広場の整備を平成28年10月31日までに行い、庁舎の供用開始日を平成29年1月4日としている。庁舎のリース期間は平成29年1月4日から平成49年1月3日の20年間とし、現庁舎の解体撤去を平成29年5月31日までに行い、駐車場等その他の工事を平成29年9月30日までに行うと

している。

第5条では、本事業を実施するに当たり、本契約書、基本協定書等に記載のない事項は互いの協議の上決定するとし、特に重要な事項については覚書を取り交わすとしている。

第8条では、大和リースは、自己の責任及び費用をもって、近隣の住民や環境に与える悪影響を最小限にするよう対策を講じるとし、第9条では、大和リースは、本事業を進める中で、高浜市または第三者に損害が発生した場合、大和リースがその損害を賠償するとし、高浜市の原因となる場合は高浜市が賠償するとしている。

第13条設計では、大和リースは、市役所機能が円滑に利用できるよう施設として必要なものは全てそろえ、施設整備において新たな追加費用が発生しないようにし、定期的に高浜市との協議、ワークショップを通して設計を行うとし、高浜市は必要に応じて設計または設計条件の変更を求めることができるとし、軽微な変更については大和リースが無償で対応するとしている。

第17条では、大和リースは月間工程表に従い工事を行うものとし、既存の地下駐車場については、老朽度調査を実施し、必要な耐震補強を行うとしている。

第19条では、工期または工程の変更により追加の費用負担が生じた場合は、その理由・原因によって、それぞれが負担するとしている。

第22条では、工事期間中の電力・工業用水等の費用については大和リースの負担とし、第23条では、施設の整備による騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、大和リースがその賠償を負担するとしている。

第30条では、整備した施設について、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約を締結するとし、第38条では、高浜市は収益事業に係る土地以外の土地については無償とし、収益事業部分については事業用定期借地権設定契約とするとしている。

第63条では、大和リースは、多目的活用ゾーンについては、高浜市の利用を優先し、議場の利用については、事前に高浜市の承認を得るとし、臨時議会、選挙等の正当な理由がある場合は、予約を取り消すことができるとしている。

第64条では、高浜市は事業期間中、維持管理、運營業務の実施がサービス水準に適合しているか否かを確認するため、モニタリングを実施するとしている。また、高浜市は、大和リースによる維持管理・運營業務の実施状況がサービス水準に適合していないことが判明した場合、その内容に応じて、是正勧告、支払いの減額、支払いの延期、契約解除を実施することができるとしている。

第65条では、高浜市が支払うリース料は3カ月ごとの支払いとし、第67条では、リース料のうち維持管理相当分、運営相当分の変更は、物価変動に基づく改定を行うとし、改定は平成29年4月を第1回目とし、その後、3年度ごとに改定するとしている。

第69条では、契約期間満了時の取り扱いとして、大和リースは、契約の期間満了に当たり敷地

を更地に戻し、高浜市に返還するとし、高浜市は、期間満了時前に賃貸借の継続等について協議することができるとしている。

第79条では、不可抗力に係る負担について、火災、落雷、破裂・爆発、風水害等は大和リースの負担とし、震度7以上の地震などに起因する建物の破損等については、躯体、外装は大和リースの負担とし、内装については高浜市が負担する。また、設備の負担割合については、経年劣化などを考慮して協議するとし、震度7未満の地震の場合は全て大和リースの負担としている。

第81条では、大和リースが実施する収益事業部分以外の市税については免除するとのことでした。

次に、高浜市役所本庁舎整備事業、議会を設置する3階平面プランについての説明を受けました。その内容は、3階床面積は1,030平米で、議会関係諸室、監査事務局、書庫・倉庫、電算サーバー室等を設置し、共用部分として北側に湯沸かし、トイレ、エレベーターを、階段は北側と南側に配置している。現段階では、議会事務局、正副議長室、議員執務スペースなどの配置、執務室のパーティションの位置、議場以外の机・椅子などのレイアウトの変更は可能であるが、共用部である階段、エレベーター、トイレの配置、議場のレイアウトについて変更することはできないとのことでした。

次に、新庁舎議会スペース拡大図についての説明を受けました。その内容は、議会事務局は、議会来庁者が最初に受け付けできるよう階段・エレベーターに近い位置に配置。正副議長室は事務局に隣接させ、議員控室・執務スペースについて、議会より要望のあった議員が調べ物などできるよう、個別執務スペース10カ所を計画している。

次に、議場（多目的ホール）について、議場レイアウトでは、議員席と執行部席が向き合い、その側面に議長席・傍聴席を配置する形式をとっている。メリットとしては、議員と執行部が互いに顔を見やすい、傍聴席から発言者の顔が見えるなどである。配置については、南側に演台上に議長、事務局長席を配置し、西側には議員席16席と質問席、東側には執行部席38席と演壇、また北側には傍聴席39席を配置し、議場との境はベルトインタイプポールなどで仕切る。書記席は設置しない。

また、議場が多目的に利用できるよう、床は段差のない平土間とし、机・椅子などは可動式のものとし、公共施設あり方検討特別委員会で要望のあった国旗・市旗については、現在設置してあるものを流用するとのことでした。

今後のスケジュールは、以上の内容について、3月30日までに意見等を書面により議会事務局に提出していただき、その後、設計業者と協議・調整を行い、4月13日までにおおむねの配置を決定したいと考えているとのことでした。

説明に対する質疑は、委員より、契約書において大和リースのリスク負担が多大に見えるが、何かあれば高浜市の社会的責任が発生すると思われる、その考え方についてと、条文は何か参考

にしたのかの問いに、第一義的には高浜市の責任になる。その後は、契約に基づいて事業者等に賠償を求めていくことになる。契約書はファイン研究所から示されたもので、賃貸借については弁護士から示されたとの答弁でした。

また、多目的ホールは事業者が管理するのかとの問いに、管理は大和リースと考えているが、議会事務局との調整が必要との答弁でした。

他の委員より、契約の終了については、躯体が34年もつものだから、20年後からは無償貸与するように強く求めるべきではとの問いに、20年で契約は一時終了である。20年後の財政状況・行政環境を考慮していかなければならない。無償譲渡も視野の一つに入れて、15年ほどたってから検討していくとの答弁でした。

この後は、今月末までに各派で協議し、質疑や要望等は議会事務局に提出し、4月7日の議会運営委員会終了後に会派の代表者で協議し、まとめた意見・要望を当局に示していくとの確認がされました。

協議事項と審査事項はありませんでした。

以上が第9回から第13回までの委員会での審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で公共施設あり方検討特別委員会の報告とさせていただきます。

〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第6 外郭団体等特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

外郭団体等特別委員会にてその運営の実態を把握し、事業効果の調査を行っております高浜市総合サービス株式会社につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

外郭団体等特別委員長、内藤とし子議員。

12番、内藤とし子議員。

〔外郭団体等特別委員長 内藤とし子 登壇〕

○外郭団体等特別委員長（内藤とし子） それでは、御指名をいただきましたので、外郭団体等特別委員会の報告を申し上げます。

去る2月17日午前10時から委員全員出席のもと特別委員会を開催し、高浜市総合サービス株式会社の総務課長と主事より平成26年度事業概要について説明を受けました。その後、質疑を行い

ましたので、その概要を報告いたします。

当期利益が102万4,722円、平成22年度で見ると1,300万円、あるいはその前が1,400万円で当期の利益が変動しているが、理由はとの問いに、平成22年度にリーマンショックがあり、委託料のある程度の圧縮を市のほうからも求められております。その中で未処分利益剰余金が1億3,000万円ほど確保するという形の中で、弊社としていたずらに利益を上げるのではなく、委託料の低減に努めながら、黒字経営を確保するという経営を行った結果、利益の幅が前年と比較し下がりがつつあるという形をここ数年とっていますとの報告でした。

取り組まなければいけない重要な課題に多様な人材育成という話があったが、今後どのような取り組みに生かしていくのかとの問いに、窓口サービス等における個人情報保護の取り扱いに対する研修については毎年行っていますし、力を入れている内容としては、各部署のリーダーを対象に人材育成研修を行っております。人材育成シートというものを作成し、その職場職場での総合サービスとして求める社員像をシートに落とし込み、それをもとに社員の育成に努めていくということを行っていますとの答弁。

シートによって希望のできる職種もあれば、希望できない職種もあるでしょうが、その人材の確保の異動とか、そういうものはそのシートの中で生かされていくのかとの問いに、社員のライフスタイルは刻々と変わるもので、今現在働いている職種が家庭の事情で時間的に難しくなってくることもあり、事情によっては年に一回行っている自己申告書を総務に提出していただいて、事情や実情を希望として述べていただく中で異動先を希望する、また職種等変わることにより了承する等のチェック項目があるので、それに基づいて当人等ともヒアリングしながら、適切な部署に異動できるような仕組みを構築してありますとの答弁。

新しいニーズに応える提供のサービスの考え方、今の新しい庁舎になったときの考え方は検討されているのか、まだその段階に入っていないのかとの問いに、平成25年度で20期を迎えている弊社として、20年の中で総合サービスが求められている役割等が時代を経て変わりつつあることを認識しながら、次の打開策、進むべき道を模索しなければならないと社長は言っています。平成26年度については、取締役会を経て、株式会社日本経済研究所の力を得ながら、弊社の20年の総括と今後取り組むべき方向性を調査、分析を行っていますとの答弁。

事業の中で過失があった場合の責任問題の考え方はとの問いに、過失があったときの問題については、委託業務の内容についてはトラブルがあったときは対応、食中毒等の大きな事故が給食業務等で起きたときの責任としては、患者になった生徒とかに対しての責任として、生徒等とかに対しての補償について、弊社のほうが責任を負うという形をとることになっています。役員の方は無報酬という形で経営に参加していただいていますので、迷惑をかけない形での経営に心がけていますとの答弁。

会社の方向性を決められているとのことでしたが、民間のところとも競合しながらやっていく

ことまで検討されているのかどうかとの問いに、明確にこの方向性をとるという結論を現在調査分析している報告書の中で述べるのではなく、大きく分けて4つの方向性があるのではと考えています。公共的な事業の縮小、利益の縮小というパターンと公共性の高い事業であり、利益の少ない分野、公共性が少なく利益の高い分野、公共性が高く利益が高いという方向性を提示した中で、弊社の現状を踏まえて、それぞれの分野に進むのであれば、それぞれどのような対応が必要か、どのような課題があるのか提示できるような形にしていきたいと考えていますとの答弁。

平成25年度に比べて26年度はどのような予測がされているのか、当面の売り上げを伸ばす取り組みについてはとの問いに、直近の現状を見ていますと、昨年の決算とほぼ同移行での売り上げの移行をとっていますので、決算としては今年度、平成25年度とほぼ同額の見込みをしています。取り組みの課題としては、繰越利益剰余金の金額がほぼ不測の事態に対応できる額を満たしている中で、いたずらに当期純利益を膨らませていく予定ではございません。弊社の社員の雇用の確保、賃金等の水準の確保等も含め、最低賃金等もここ数年上昇していることもあるので、その上昇に対応した形での売り上げの上昇を考えていますとの答弁。

市役所の窓口などでの職員の指導監督のすみ分けの仕方をとの問いに、窓口でのトラブル等については現場のリーダーがまず第一義的に対応、その中で弊社の社員が対応できるものについては弊社の社員が行う。それから、総務課のほうに報告され、同じようなトラブルが生じないような対応もその都度行っていますとの答弁。

職員の中でも小・中学校の給食調理員、保育園の給食調理員の方のサービス、また用務員のサービスとある中で、どこの方が指導監督する、評価するというのが決まっているのかとの問いに、弊社の調理員のリーダーが用務員のリーダーを兼務しています。用務員の行う業務の指示、命令については、調理員のリーダーが行っており、育成シートについても取りまとめは調理員のリーダーが行っていますとの答弁。

昼食の仕事と用務員の仕事と接点がないと思うがとの問いに、各幼稚園の園長がその1週間で行いたい業務というものを、事業計画書のようなものを毎週作成していますので、それを用務員は昼食をとりに来た際、各園長が希望を出している業務の内容を給食の調理員のリーダーが用務員リーダーとして確認した上で、その業務について適切であることを把握した上で用務員に指示を出していますとの答弁。

以上が外郭団体等特別委員会の報告であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照いただきたいと思います。

〔外郭団体等特別委員長 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの外郭団体等特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第7 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査、研究、検討されております今後の議会及び議員のあり方等につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

議会改革特別委員長、杉浦辰夫議員。

7番、杉浦辰夫議員。

〔議会改革特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会改革特別委員長（杉浦辰夫） 議長のお許しを得ましたので、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

議会改革特別委員会は、平成26年3月25日の第40回から平成27年2月17日の第53回までの延べ14回の委員会を開催してまいりました。その中で検討してきた内容と結果を報告いたします。

まず、議会報告会の反省と課題については、1つ目に、市民の方からの質問に対する確かな答えができたのか疑問である。2つ目に、出席される市民の方が少ない。3つ目は、議会に対してもっと御理解いただくための努力をするといった問題点が出され、今後の課題とし、PR方法等協議していくこととしました。

その一つとして、議会報告会と同時開催する意見交換会・意見広聴会の実施に向け、実施方法及びテーマの選定等について、意見交換会・意見広聴会実施要領（案）を作成し、検討いたしました。

結果、広聴会は、市民の方々からさまざまなテーマに対し広く御意見を求めるものであることから、今後の議論としては、意見広聴会に絞り、実施に向け進めていくこととし、平成26年11月8日開催の議会報告会に合わせ意見広聴会を実施することに決定いたしました。

次に、議員定数については、定数ありきではなく、議会運営の効率化等きちんと検証し、議会運営のあり方を議論することが重要である。また、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等、さまざまな委員会等がある中で、議会運営上、現状の16人というのは必要最小限の人数であるといった意見を踏まえ、現段階では現状維持とするが、このことは議員それぞれの立場で議会活動の現状を市民の皆様にお伝え願いたいとした。

次に、各種行政委員の議員配属の見直しについては、各委員の配属根拠及び位置づけ等、分野別に分け検討してまいりました。明確に議長あるいは常任委員長を充てることとなっているものに関しては、議論の趣旨が違うことから、今後の議論から外すこととした。

議論すべきものとしては、都市計画審議会、青少年問題協議会、農業委員会、土地開発公社の4つに絞り議論することとしたが、農業委員会委員については、議員枠を外し、女性農業者の登

用としたことにより、今回の議論から農業委員会委員を外すこととした。

結果、議員が発言する場があれば、むしろ積極的に参加し、資料をいただき、しっかり発言したほうが議員としての責任を果たすことにもなることから、都市計画審議会、青少年問題協議会、土地開発公社の3つについては現状維持とする。

また、土地開発公社については、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行う大変重要なところであることから、確実に議員が参加できるよう別途規則等を定めるよう議長名で要望していくこととし、平成26年12月12日に議長名で土地開発公社理事長宛てに、役員構成に関する根拠等整備すること及び市議会より選出される人員は3名とすることを要望する。

次に、西尾市議会議員研修会の傍聴については、平成26年10月21日、西尾市議会議場にて、福島県会津若松市議会、目黒章三郎議員を講師に「会津若松市議会の議会改革の取り組みについて」の研修会があり、本市議会より、私、杉浦辰夫、黒川美克議員、柴田耕一議員、鷲見宗重議員が出席しました。

次に、会派代表質問制の導入について、各会派の意見は、全体として合議できていないため実施するのは難しい。改めて時期を図って検討する必要がある。高浜市の場合、議員数が少なく、一般質問が制限されることもない現状であることから、必要ないかと思う。高浜市において、会派代表質問制はなじまないと思う。結論を急がず、時間をかけて議論したほうがよいと思うなどの意見を踏まえ、会派代表質問制は、合議が必要であり、全会一致とはなっていないことから、来期に見送りとする。

最後に、これまで12月定例会、3月定例会における議会報告会は5月に行っていたが、今回4月に改選ということもあり、任期中の平成27年3月28日の開催とし、意見広聴会は行わないこととした。

以上が現在まで議論、決定された事項の一部であります。

なお、経過の概要は、議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんください。

以上で議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

〔議会改革特別委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部議了いたしました。
市長挨拶。
市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） どうも大変お疲れさまでございました。

平成27年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月27日から本日25日までの27日間にわたり、私どものほうから提案させていただきました同意3件及び議案38件並びに追加提案させていただきました議案2件につきまして、全案件とも原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、また報告2件につきましてもお聞き取りを賜り、ありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきたいと思っております。とりわけ、このたび賜りました附帯決議につきましては、公共施設整備に関する条例の制定を初め着実に遂行してまいりたいと考えております。

さて、本定例会が議員の皆様にとりまして任期最後の定例会ということでございます。これまでに皆様方から賜りました本市の市勢伸展における並々な御尽力、あるいは円滑な行政運営への力強い御支援に対しまして心より感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これをもって、平成27年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月27日開会以来、本日までの27日間の長期間にわたりまして、議員各位におかれましては終始慎重審議をいただきましてまことにありがとうございました。

今お話がございましたように、今定例会は現高浜市議会議員16名の最後の定例会でありました。今定例会を最後に勇退される議員、また退職を迎える職員の皆さんにおかれましては、長きにわたり高浜市のために御尽力いただきまして、高い位置からではございますが、心より感謝申し上げます。

来月には市議会議員選挙が行われます。見事当選を勝ち取っていただきまして、今後とも引き続き市民生活の安定と福祉に、さらに市政伸展のために一層の御尽力をくださるようお願いを申し上げます。閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午後3時37分閉会
